

衆憲資第 49 号

「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料

**安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会
（平成 16 年 4 月 22 日の参考資料）**

平成 16 年 4 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 16 年 4 月 22 日（木）の衆議院憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会において、「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たって、小委員の便宜に供するため、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する国会答弁、主要学説等を整理したのですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

目次

地域安全保障

1. はじめに	1
(1) 安全保障の意義	1
(2) 地域安全保障の意義	3
2. 国連憲章上の地域的取極・地域的機関	5
(1) 国連憲章上の地域的取極・地域的機関の位置付け	5
(2) 地域的取極・地域的機関に対する国連の統制の例外	5
(3) 地域的取極・地域的機関の例	6
(4) 共同防衛条約の締結と冷戦後の変容	7
3. 憲法と地域的安全保障機構	9
4. アジア太平洋地域の安全保障体制	14
(1) アジア太平洋地域の地域協力の現状	14
(2) アジア太平洋地域の安全保障	15
イ アジア太平洋諸国と米国との同盟関係	15
ロ アジア太平洋地域における米軍の展開	17
ハ アジア太平洋地域の安全保障の枠組作り	18
ニ 北朝鮮問題解決のための 6 カ国協議	19
(3) 日米安保条約	21
イ 日米安全保障条約の経緯及び内容	21
ロ 憲法上の諸問題	23
ハ 日米地位協定と基地問題	25
5. 欧州の安全保障	26
(1) 欧州の安全保障体制	26
(2) EU の共通外交・安全保障政策	28
(3) EU と NATO との関係	29
(4) EU とアジア太平洋地域	30

自由貿易地域 (FTA)

1. 自由貿易の意義	32
(1) 自由貿易とは	32
(2) GATT と WTO	32
2. 自由貿易地域の意義	33
(1) 地域経済統合と自由貿易地域	33
(2) 地域経済統合の諸形態例	34

イ	北米自由貿易協定	34
ロ	東南アジア諸国連合自由貿易地域	35
ハ	南米南部共同市場	35
ニ	欧州連合	36
(3)	自由貿易地域とWTO	38
(4)	自由貿易地域の課題	38
イ	国内産業保護との関係	38
ロ	迂回貿易と原産地規則	39
ハ	ブロック化に対する懸念	39
3.	日本と自由貿易地域	39
(1)	多国間自由貿易協定	39
(2)	二国間自由貿易協定	40

地域安全保障

1. はじめに

(1) 安全保障の意義¹

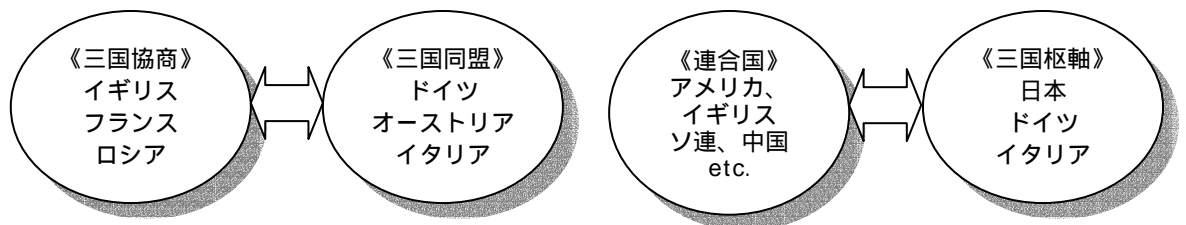
外国からの侵略等の行為に対し、国家の安全を保障することを意味する安全保障（security）には、さまざまな形態がある。

第1次世界大戦以前の近代国際社会では、諸国家が外的からの脅威に対し軍備を整えるとともに、他国と同盟を結んで仮想敵国に対抗する方策が講じられており、これらの個々の国家による安全保障の方式を「個別的安全保障」という場合もある。このような安全保障の方式は、政治学的には「勢力均衡」（balance of power）方式と呼ばれ、対立する国家又は国家群の間に力の均衡を図り、どちらも相手を攻撃できない状況をつくることにより、国家の安全保障を図ろうとするものである。同盟は、戦争を誘発しやすいとして、第1次世界大戦の頃から弊害が指摘され、軍事同盟相互間の緊張の激化が極限化した結果、第1次世界大戦がもたらされたとの反省から、国際連盟の集団安全保障が構想された。

【第1次・第2次世界大戦における同盟関係】

～ 第1次世界大戦 ～

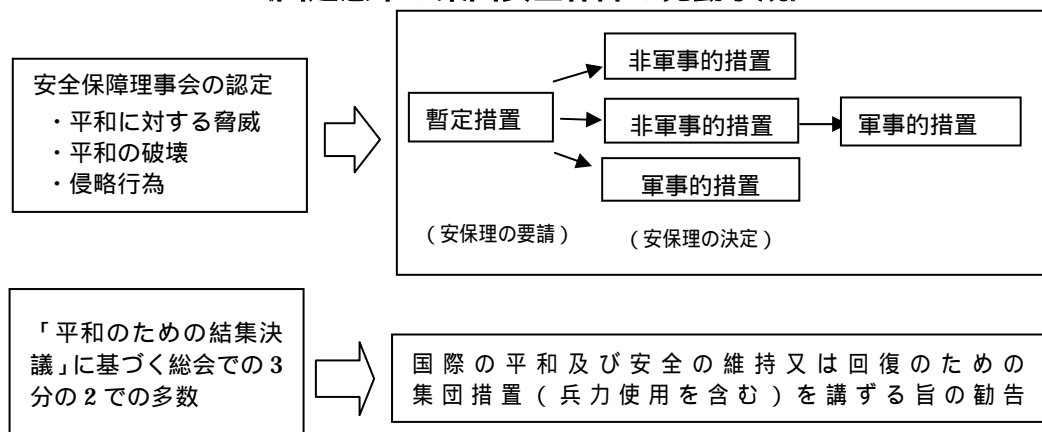
～ 第2次世界大戦 ～



集団安全保障（collective security）とは、安全保障体制参加国内のいずれかの国家が行う侵略等に対して他の参加国が協力して、その侵略等に対抗することを約し、国家の安全を相互に保障しようとすることをいう。国際連盟で初めて制度化され、国際連合においてもこの方式が受け継がれ、強化された。国連憲章第7章は、平和に対する脅威や平和の破壊あるいは侵略行為が行われる場合に、安全保障理事会の決定に基づき、加盟国が協力して非軍事的又は軍事的強制措置をとることを予定している。

¹ 筒井若水編集代表『国際法辞典』（1998年）有斐閣、国際法学会『国際関係法辞典』（2001年）

(国連憲章の集団安全保障の発動手続)



(西井正弘編『図説 国際法』(1999年)有斐閣 259頁より引用)

国連憲章下の集団安全保障システムは、安保理の統制の下で行われ、加盟国は、非軍事的措置又は軍事的措置の履行を安保理から命じられた場合、これに必要な協力を行う義務を負う(同憲章 25条、48条及び49条)。安保理の機能不全の補完を目的として、総会は、「平和のための結集決議 (Uniting for Peace Resolution)」(1950.11.3)に基づき、加盟国に対し、軍事力の使用を含む集団的措置を勧告することができるとされている。ただし、実際においては、緊急特別総会が招集されるという手続面のみが活用されているに過ぎない。

「集団安全保障」と「個別的安全保障」とは、相互に排斥するものではないとされる。国連憲章は、安保理が必要な措置をとるまでの間の加盟国による個別的自衛権・集団的自衛権に基づく行動を認めている(51条)。

【国連憲章第51条】

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

～「安全保障」の概念について～

英語の"security"は、「危険にさらされていない、あるいは危険から守られている状態」や「担保」を意味し、国家のみならず、個人についても言われ、必ずしも軍事に関わったものではない。

第2次世界大戦以前は、国を守るという言葉は"defense"（防衛）であった。総力戦となった第2次世界大戦では、軍事のみによって国を防衛することは困難

となり、軍事のほか、経済、科学、文化等の総合的な力が必要となることが明らかとなった。そのような意味における国あるいは国家の安全保障を指すこと言葉して、“National Security”という表現が使われ始めた。

冷戦終結後の 1990 年代に、「安全保障」概念は新たな展開を見せた。ヨーロッパ地域における東西冷戦後の新たな安全保障概念として登場した「協調的安全保障 (Cooperative Security)」（(2)を参照）のほか、「民主主義の安全保障 (Democratic Security)」（国内で、法の支配、複数政党制による議会制民主主義、人権の保障、さらには少数民族の保護に象徴される西欧的な民主主義制度を作り、これを動かすことが国際レベルでの安全保障を増進するという考え方）、1994 年の国連開発計画 (UNDP) の報告書で注目されるようになった「人間の安全保障 (Human Security)」（貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するために、人間中心の視点を重視する取り組みを統合し強化しようとする考え方）といった概念が語られるようになった。

我が国では石油ショックを背景に大平首相が唱えた「総合安全保障」や、小淵首相等が演説でその普及を提唱した「人間の安全保障」が知られている。

- (参考)・田中明彦『安全保障』(1997年)読売新聞社 2頁、265頁
・古関彰一『日本国憲法・検証 第5巻 9条と安全保障』(2001年)
(小学館文庫) 264頁
・植田隆子「国際安全保障 - 概念の変容と組織方法」『日本と国際法の100年 第10巻』
・外務省パンフレット「人間の安全保障基金」

(2) 地域安全保障の意義²

国連の全世界的規模の集団安全保障体制とは別に、安全保障に関する地域的な取組みとして、域内関係国間で対立国も含めた国連のような集団安全保障組織をつくる方式や、集団的自衛権を根拠とする安全保障機構や安全保障条約を創設・締結する方式、あるいは、安全保障に関する各国間の対話・協議を行う機関をつくる方式などがある。このような、主要関係国が当該地域の潜在的、顕在的対立要因を十分認識して、その緊張を未然に緩和したり、実際に紛争が発生した場合にはそれを解決するような仕組みを広く指して「地域安全保障」という表現が用いられている。

冷戦期においては、集団的自衛権を根拠とする安全保障機構、安全保障条約の創設・締結が相次いだ。冷戦後においては、関係国との安全保障対話

² (2)の記述は、西原正「北東アジアにおける安全保障システムの将来性」『外交フォーラム』(1999年特別篇)、植田隆子「前掲論文」を参考としている。

や信頼醸成措置の推進により安心感をもつことを目的とする「協調的安全保障」の進展が見られる。

「協調的安全保障」は、多義的に用いられているが、これを組織原理の一つとして明言しているのが欧州安全保障協力機構（OSCE）である。OSCEの協調的安全保障を特徴づけるものとして、制度化された安全保障対話、徹底した軍事的信頼醸成措置の履行（加盟国が保有する軍事力や軍事活動に関する詳細な情報交換、これを検証する立ち入り検査、軍事交流を含む）安全保障の包括的アプローチ（軍事のみならず、人権・基本的自由の保護、経済・環境協力等）が挙げられ、さらに、潜在的に敵対する可能性のある国家もシステムの中に含んでいる点で集団安全保障と同じであるが、OSCEの協調的安全保障は強制措置を実施しない点で集団安全保障とは決定的に異なるとされる。OSCEの他、1994年に結成されたASEAN地域フォーラム（ARF）このフォーラムを支える形で結成された民間主導の地域組織であるアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）が「協調的安全保障」の例として挙げられている。

地域安全保障のシステムは、一つの機構だけでなく、いくつかの枠組みが組み合わされ、全体として地域の安全保障が安定的に保持される³。

政府は、日本の安全と繁栄と不可分の関係にあるアジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するため、様々なレベルでの外交努力を積み重ねることが重要との考えの下、地域の安定を図るための二国間、多国間の協力、各国との信頼醸成に向けた政治・安全保障対話及び協力、軍備管理・軍縮・不拡散体制の強化、紛争防止への取組や国連平和維持活動（PKO）への参画等を通じた地域紛争への取組、域内各国の経済発展への支援・協力を通じた地域の安定性の増大、国際テロの防止・根絶のための取組等の分野で、我が国は積極的な役割を果たすべきとする⁴。

³ 西原正「前掲論文」103頁。星野俊也大阪大学大学院国際公共政策研究科教授は、アジア太平洋地域には、米国を中心とした主に二国間の同盟システムの束（スポークス型“hub-and-spokes”）と、ASEAN地域フォーラムや民間レベルのアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）といった多国間の安全保障協力機構があり、前者は「集団的自衛」機構に、後者は「協調的安全保障」としての機構であるとする。ただ、全域的な安全保障対話の高まりが、スポークス型の同盟システムに代替可能な多国間の安全保障機構の設立をもたらすと考えるのは正しくなく、対話の推進力となった政府、非政府の関係者の発想は、当初から、同盟システムと矛盾せず、それを前提とした上での「重層的」な安全保障システムを作るという構想が主体であったとする。（「アジア太平洋地域における国際安全保障のシナリオ」『Human Security』（1997年 2））

⁴ 外交青書（2003年）

2. 国連憲章上の地域的取極・地域的機関

(1) 国連憲章上の地域的取極・地域的機関の位置付け

国連憲章は、国連の下での世界的な集団安全保障とは別に、国連加盟国の一部が、別個の条約によって締約国間の紛争の平和的解決のために、または、締約国の安全保障を図るために、平和維持に関する地域的取極または地域的機関 (regional arrangement or agencies) を締結、設置することを認め、憲章第 8 章において、その行動について定めている⁵。

憲章 33 条 1 項では、加盟国に対し、国際紛争の平和的解決方法の一つとして、この地域的取極又は地域的機関を利用すべきことを義務づけ、52 条 2 項において、これらの取極を締結した加盟国は、地域紛争を安保理に付託する前に、これらの取極や機関によって紛争を平和的に解決することとしている。また、これらの取極や機関は、国連の「目的及び原則」と一致することが条件とされ (52 条 1 項)、「強制行動」を起こす際には、安保理の事前の許可が必要であるとされる (53 条 1 項)⁶。さらに、国際の平和と安全の維持のためになされる地域的組織の活動は、常に十分に安保理に通報されていなければならないとされる (54 条)。

(2) 地域的取極・地域的機関に対する国連の統制の例外

このような国連の統制に対しては、二つの例外が設けられている。

一つは、第 2 次世界大戦中の敵国の再侵略に備えるためにとられる強制行動であり、安保理の許可は不要とされている (53 条 1 項後段 旧敵国条項⁷)。東側諸国は、大戦直後、旧敵国条項を根拠に二国間の相互援助条約網を形成したが、これらの条約は現在いずれも失効しており、旧敵国条項は実質的に死文化しているとの主張があるほか、国家の主権平等の観点等からもその改正や削除が問題とされている⁸。

⁵ 香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之著『国際法概説第 4 版』(2001 年)有斐閣 270 頁。

⁶ 波多野里望他『国際法講義』(2001 年 有斐閣)は、地域機構の対立が世界大戦の原因となることは国際連盟の経験が示すところであって、複数の地域機構の間に生じがちな相互対立を防止・除去するところに世界機構の役割があり、地域機構による強制行動に安保理の事前許可が必要とするとの国連憲章の規定は、その現れであるとする (441 頁)。

⁷ 第 2 次世界大戦中に国連憲章署名国の敵国であった国 (日本、ドイツ、イタリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド) との関連で特例を規定する国連憲章 53 条 1 項後段と 107 条をいう。これらの条項により、旧敵国に対する武力の行使は、自衛権、軍事制裁と並んで武力行使禁止の例外とされる。(西井正弘編『図説 国際法』(1999 年)有斐閣 272 頁)

⁸ 筒井編『前掲書』63 頁、杉原高嶺『現代国際法講義』(2001 年)有斐閣 453 頁

もう一つは、集団的自衛権に基づく武力行使であり、安保理が必要な措置をとるまでの間、自衛のための措置をとることが認められている(51条)。この場合は、直ちに安保理に報告することとされ、事前に安保理の許可を得る必要はない。51条は、国連憲章の草案であるダンバートン・オークス提案(1944年)がサンフランシスコ会議(1945年4月~6月)において修正された結果、挿入されたものである。同提案は、地域的取極に従った強制行動には安保理の許可が必要としていたが、その後、1945年2月のヤルタ会談で安保理常任理事国の拒否権行使が認められたことから、拒否権行使により地域安全保障体制の発動ができなくなることが考慮された結果、集団的自衛権を含む51条が規定されることとなった⁹。

(3) 地域的取極・地域的機関の例

国連憲章第8章は、その定める地域的取極・地域的機関について、はっきりとした基準を定めていない。また、加盟国の地理的な条件についても言及していない¹⁰。同章の規定に従い、域内の平和と安全のために、地域的紛争の平和的解決に努め、適当な場合には安保理の許可を得て強制措置をとるという意味における地域的機関の代表例として、米州機構(OAS)、アフリカ統一機構(OAU)、アラブ連盟(LAS)が挙げられている¹¹。もっとも、東西冷戦期にこれらの機関は、国連とは対立競合関係にあるとして国連の関与を拒む主張をしてきたが、冷戦後は、両者を相互補完的な関係として捉え、国連と協力して、地域紛争に対処するようになったとされる¹²。

⁹ 香西茂他『前掲書』271頁、西井編『前掲書』有斐閣 252頁、村瀬信也他『現代国際法の指標』(1999年)有斐閣 286頁(古川照美執筆部分)。サンフランシスコ会議において、すでに共同防衛条約であるチャプルテペック協定(1945年3月、後の全米相互援助条約)を締結していたラテン・アメリカ諸国による強力な働きかけがあったとされる。

¹⁰ 藤田久一『国連法』(1998年)東京大学出版会。防衛法学会編『平和・安全保障と法』(1997年内外出版)では、「地域的」という用語は、国連加盟国の一部を意味し、地理的に近接していることを要しないとするが、筒井編『前掲書』では、「地域的機関」の説明中、「憲章8章においては、より狭義に、加盟国の地理的近接性に基づく安全保障上の共通の利害を有する機関」とされている(237頁)。

¹¹ 筒井編『前掲書』237頁、則武輝幸「一般的地域的組織 - OAS、OAU」横田洋三編『国際組織法』(1999年)有斐閣 202頁、村瀬信也他『前掲書』283頁。この他、欧州安全保障協力機構(OSCE)(p.26参照)は、国連8章の地域的機関であることを言明している。

¹² 則武輝幸「前掲論文」210頁、212頁

<p style="text-align: center;">米州機構 (OAS)</p>	<p>1948年の「米州機構憲章」(ボゴタ憲章)に基づき設置された米州地域における一般的・地域的国際組織。加盟国数は35カ国。</p> <p>米州機構憲章第5章「集団安全保障」の特別条約に該当する「米州相互援助条約(リオ条約)」は、戦争の否認と武力の不行使を定め、集団的自衛権に基礎をおく集団防衛条約の側面(3条)と国連憲章の地域的取極の側面(2条、相互間の紛争の平和的解決と、国連への付託に先立つ地域的手続による解決の努力を定める)を持つ。また、米州機構憲章第4章「紛争の平和的解決」の特別条約に当たる「平和的解決に関する米州条約(ボゴタ条約)」があるが、柔軟性に欠けることから適用例が2例のみで、機能停止の状態であるとされる。</p>
<p style="text-align: center;">アフリカ統一機構(OAU)</p>	<p>1963年の「アフリカ統一機構憲章」に基づいて設立された。アフリカ諸国の統一・団結の促進、主権・領土保全・独立の擁護、植民地主義の根絶などを目的とする。加盟国数は53カ国。アフリカにおける紛争の処理に一定の役割を果たしてきたほか、1996年にはアフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)を作成。</p>
<p style="text-align: center;">アラブ連盟(LAS)</p>	<p>1945年に採択された「アラブ連盟規約」に基づき設立された。アラブ諸国間の関係強化、協力達成、独立・主権防衛のための政策調整を目的とする。加盟国数は21カ国(他にパレスチナ解放機構)。地域的集団安全保障条約として「アラブ連盟諸国共同防衛経済協力条約」(1950年)を有する。</p>

筒井若水編集代表『国際法辞典』等から作成。

(4) 共同防衛条約の締結と冷戦後の変容

国連の集団安全保障制度が拒否権行使、特別協定の未締結、加盟国の自衛権行使等によって、現実には機能不全に陥っているのに対し、加盟国間において、集団的自衛権を根拠にして、北大西洋条約機構(NATO)(1949年)やワルシャワ条約機構(1955年)等の軍事的機構や、安全保障条約が相次いで創設・締結された。

戦後締結されたこのような地域的な相互援助の取極等は、国連憲章51条を援用し、締約国への武力攻撃に対する個別的・集団的自衛権を行使するための条約であることを謳っていることから、国連の安全保障体制を骨抜きにし、その分裂を深めた¹³、あるいは、国際連盟成立以前の19世紀的同盟体制、勢

¹³ 香西茂他『前掲書』272頁

力均衡制度の実質的な復活といえるものであったと評される¹⁴。これに対し、こうした共同防衛条約の体制は、条約上、国連の目的と原則の尊重を掲げ、また、条約当事国が国連加盟国であるため、国連憲章上の義務から免れず、安保理が適当な措置をとった後には自衛権の行使をやめなくてはならないことから、防衛的な性格のものであって従来の同盟と異なるとする見解もある¹⁵。

しかし、冷戦の終結により、このような状況に、新たな展開が見られる。ワルシャワ条約機構はその使命を終えて91年に解散し、NATOは、その役割の根本的な見直しを迫られ、中核的な任務である加盟国間相互の集団防衛に加え、ヨーロッパ域外における危機管理という新たな機能を担うに至っており（p.29参照）ヨーロッパにおける総合的・普遍的・地域的取極という性格をもつものに進みつつあるともされる¹⁶。

【主要な地域的安全保障条約の憲章上の基礎¹⁷】

根拠		旧敵国条項	集団的自衛権
東側諸国	二国間	ソ連・ルーマニア相互援助条約 (1948) † ソ連・ハンガリー相互援助条約 (1948) † ソ連・ブルガリア相互援助条約 (1948) † ソ連・フィンランド相互援助条約 (1948) † 中ソ相互援助条約 (1950) †	ソ連・北朝鮮相互援助条約 (1961) † 中国・北朝鮮相互援助条約 (1961) ソ連・ポーランド相互援助条約 (1965) † ソ連・チェコ相互援助条約 (1970) † ソ連・東独相互援助条約 (1975) † ロシア・カザフ相互援助条約 (1992)
	多数国間		ワルシャワ条約 (1955) † CIS 集団安全保障条約 (1992)
西側諸国	二国間	英仏相互援助(ダンケルク)条約 (1947) †	米比相互防衛条約 (1951) 米韓相互防衛条約 (1953) 米華相互防衛条約 (1954) † 日米安保条約 (1960)

¹⁴ 則武輝幸「前掲論文」202頁

¹⁵ 防衛法学会編『平和・安全保障と法』(1997年)内外出版 223頁。高野雄一『集団安保と自衛権』(1999年東信堂)は、日米安保条約について論ずる中で、「このような自衛権を基礎とする憲章下の軍事協定が、昔の軍事同盟と同一でないことはいふをまたない」とする(262頁)。

¹⁶ 藤井俊夫『憲法と国際社会』(2000年)成文堂 173頁

¹⁷ 西井編『前掲書』265頁に掲載の表を引用。

多数国間	米州相互援助（リオ）条約（1947） 北大西洋条約（1949） ANZUS 条約（1951） 東南アジア集団防衛条約（1954） ² 西欧連合（WEU）条約（1954）
------	---

1（ ）内は署名年。 †印は、すでに失効している条約。

2 東南アジア集団防衛条約の運用機構（SEATO）は 1977 年に解体したが、条約は継続している（p.19 参照）。

集団的自衛権を根拠とする条約の例

【北大西洋条約第 5 条】

締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が発生した場合には、各締約国が、国際連合憲章第 51 条の規定によって認められている個別的又は集団的自衛の権利を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む。）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちにとることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。

旧敵国条項を根拠とする条約の例

【中ソ友好同盟相互援助条約】（失効）

両締約国は、日本国又は侵略行為について直接に若しくは間接に日本国と共同することのある他の国による侵略の繰り返し及び平和の破壊を防止するため、なしうるすべての必要な措置を共同してとることを約束する。締約国の一方が日本国又は日本国と同盟している諸国から攻撃を受けて戦争状態に陥った場合には、他方の締約国は直ちに可能なすべての手段で軍事的その他の援助を与える。

3. 憲法と地域的安全保障機構

アジア太平洋の地域安全保障を考えるに当たっては、これまで見てきたように、地域的な集団安全保障機構を創設し日本がこれに参加する場合や、アジア各国間で安全保障条約を締結する場合、軍事的な強制力を持たない信頼醸成機関・協議機関をつくる場合等、さまざまなケースが想定される。こうしたケースを考えるに当たって生ずる憲法上の論点やそれに関する政府解釈には、およそ次のようなものがある。

< 地域的集団安全保障への参加 >

地域的な集団安全保障機構を創設し日本がこれに参加する場合には、9条との関係で、国連の集団安全保障への参加と同様の問題が生じると考えられる。政府は、国連の集団安全保障について、9条の禁ずる武力の行使、武力による威嚇に当たる行為は許されないとする。

集団安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念であり、国連憲章にはそのための具体的な措置が定められております。

ところで、憲法には集団安全保障へ参加すべきである旨の規定は直接明示されていないところであります。ただ、憲法前文には、憲法の基本原則の一つである平和主義、国際協調主義の理念がうたわれており、このような平和主義、国際協調主義の理念は、国際紛争を平和的手段により解決することを基本とする国連憲章と相通ずるものがあると考えられます。

我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟し、国連憲章には集団安全保障の枠組みが定められていることは御承知のとおりであります。

したがって、我が国としては最高法規である憲法に反しない範囲内で憲法第98条第2項に従い国連憲章上の責務を果たしていくこととなりますが、もとより集団安全保障に係る措置のうち憲法第9条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことが許されないのは当然のこととあります。（平6.6.13 参・予算委 大出内閣法制局長官）

< 日本とアジア各国間との安全保障条約締結と集団的自衛権の関係 >

日米安保条約は、「日本の施政下にある領域」において日米いずれか一方に対する武力攻撃があった場合の共同防衛は規定されているが、日本以外の地域において米国に対する攻撃があった場合には、日本に共同防衛の責務はなく片務的性格を有している¹⁸。そこで、日本とアジア各国との間の安全保障網を想定した場合に、日米安保条約のような片務的条約の締結は現実的ではないのではないか、「集団的自衛権は有しているが、その行使は自衛のための必要最小限度を超えるものであり認められない」とする政府解釈を維持しつつ、このような枠組みに我が国は参加することはできないのではないかという問題が生じることとなる¹⁹。

¹⁸ 政府は、日本の施政下にある領域において日米いずれか一方に対する武力攻撃があった際、これに対処する日本の行動は個別的自衛権に基づくものであるとする（p.25）。

¹⁹ 平成16年2月5日衆議院憲法調査会 安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会に

集団的自衛権の行使

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというようなものではない。

(政府答弁書 昭56.5.29)

国連憲章51条の集団的自衛権を根拠とする地域的な安全保障機構への参加

[楯委員の質疑 (PATO、つまり、アジア太平洋条約機構について...ことしに入って、韓国の大統領が新年の記者会見で打ち出したわけですね。その骨子は、ベトナムの参戦7カ国のほかに、日本、台湾、マレーシアによって、NATOに対応したPATO常設軍司令部を設置し、その常設軍の母体を南ベトナム駐屯連合軍とし、かつ、ベトナム戦後のアジアの反共連合軍隊に仕立て上げようとしておるわけです。...総理大臣が否定をされましても、これは早晚日本に対して、この反共アジアの集団安全保障について軍事的な役割りを果たすように要請があると思うのです。...こういう点について総理はどうお考えになりますか。)に対して]これも実は初めて申すことではございませんことをお断わりして申し上げたいと思いますが、先ほども自衛権との関連でちょっと申し上げましたように、集団的自衛権というものは、国連憲章51条によって各国に認められておるわけでございますけれども、日本の憲法9条のもとではたしてそういうものが許されるかどうか、これはかなり重大な問題だと思っております。われわれがいままで考えておりますことから申しますと、やはり憲法9条のもとで軍事力を発揮できるというのは、まさに、先ほど来申し上げておりますような、一国の安全が害される、国民の生存と安全が危うくされるという場合に、国民あつての憲法である、この憲法がそういうものを否定しているというふうに解する余地はない、個別的自衛権というものは、これは憲法が否認しているものとは考えられない、これは終始一貫した考え方でございます。しかし、他国の安全のために、たとえその他国がわが国と連帯関係にあるというようなことがいわれるにいたしましても、他国の安全のためにわが国が兵力を用いるということは、これはどうてい憲法9条の許すところではあるまいというのが、われわれの考え方でございます。

したがって、そういう見地から申しますと、いま御指摘のような関係に立つような集団安全保障機構というのは、憲法上重大な疑義がある、こういうふうに私どもは考えております。 (昭44.2.19 衆・予算委 高辻内閣法制局長官)

< 日米安保条約と国連憲章第 8 章の地域的機関・取極との関係 >

政府は、日米安保条約は、国連憲章 52 条の 1 にいう「国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するための地域的取極」に該当するとする。もっとも、安保理の権威の下における強制行動のために利用される 53 条にいう地域的取極は、小さな国連式のものをさすと説明している。

先ほど条約局長からお答えいたしましたことと、今総理がおっしゃいましたことを合わせて、両方総合したことについてのお答えをいたしたいと思います。

国連憲章 51 条の個別的または集団的自衛権の発動は、必ずしも個々の国のみによって行なわれるものではなく、数国が共同して、あるいは数国が一国の自衛を助けるということをももちろん認めているわけでございます。今度の安保条約も、まさに、51 条の個別的または集団的自衛権として、それを基礎に置いてきめられておるわけです。しかし、同時に、先ほど条約局長がお答えいたしました 52 条の 1 にいっております地域的取りきめ、これは非常にばく然たる規定でございまして、この 52 条の 1 にいっております国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適当なものを処理するために地域的取りきめを結べる、こういう意味における地域的取りきめ、これは今度の安保条約のようなものもこれに当たる、こういうことを条約局長は言われたわけでございます。もちろん、この地域的取りきめの中で、たとえば、53 条等になって参りますと、この 53 条で利用される地域的取りきめは一種の小さな国連式なものをさしていることは、大体この条文から明らかだろうと思えます。52 条の 1 にいっております地域的取りきめは、これは非常にばく然たる観念でございまして、いわゆる 51 条の個別的または集団的自衛を実現するための取りきめ、これも、ここにいう地域的取りきめに含まれる、こういう趣旨を条約局長は言われたもの、かように考えております。

(昭和 35.4.8 衆・日米安保特別委 林内閣法制局長官)

(参考) 非核兵器地帯を設置する地域的取極²⁰

特定地域の非軍事化に関する条約として、非核兵器地帯設置に関する地域的な取極が締結されている。非核兵器地帯とは、ある地域の複数国家が条約を締結し、そこにおける核兵器の生産や取得のみならず、他国による核兵器の配備も禁止する。さらに地帯構成国に対して核兵器を使用しないという核兵器国の約束も含まれる。(現在締結されている条約は以下の表のとおりである。)

これまで締結された非核地帯条約により南半球はほぼカバーされたが、北半球においては、中央アジア非核地帯構想、中東非核地帯構想(さらに中東非大量破壊兵器地帯構想)などいくつかの構想があるものの、実現には至っていない

²⁰ 衆議院調査局外務調査室・安全保障調査室『国際情勢』(2004年3月)、黒沢満「軍縮」『日本と国際法の100年 第10巻』三省堂(2001年)

い。中央アジア非核地帯構想は、2002年9月、中央アジア5カ国が条約案文に合意した。

非核地帯に関し、政府は前向きな評価をしつつも、朝鮮半島や日本を含む北東アジア非核地帯構想については、「地域内の対立、緊張関係が継続し、複数の核保有国が存在しているため、非核地帯実現のための現実的環境が整っていない。」としている²¹

ラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）	1967年締結。 締約国領域内における核兵器の実験、使用、製造、受領、貯蔵、配備を一般に禁止する。核兵器の領域内通過は禁止していない。5核兵器国はいずれも地帯構成国に対して核兵器を使用しないとの付属議定書を批准している。
南太平洋非核条約（ラロトンガ条約）	1985年締結。 締約国に対して核爆発装置の製造、取得、所有又は管理を禁止する。核搭載外国船舶、航空機の領域国への寄航、通過については、条約上の義務を除き、締約国に許可の裁量権を与える。 環境保護にも取り組み、放射性廃棄物の投棄禁止も含むため、非核地帯という用語を使用する。英仏中露が批准済み。米国は署名のみで未批准。
東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）	1995年、東南アジア10ヶ国により締結。 締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、領域内（公海を含む）における放射性物質の投棄、大気中への放出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないとしている。核兵器国のいずれも署名・批准していない。
アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）	1996年にアフリカ諸国42カ国により署名されたが、批准国は18カ国と、発効要件である28カ国の批准に満たず、未発効。

この他、モンゴルが自国領域を非核兵器地帯と宣言していたが、1998年の国連総会において、非核兵器地帯として承認され、各国に協力が要請されている。
 筒井編『国際法辞典』有斐閣、衆議院調査局『国際情勢』等を参考に作成。

²¹ 平成14年9月26日 参・決算委 川口外務大臣答弁

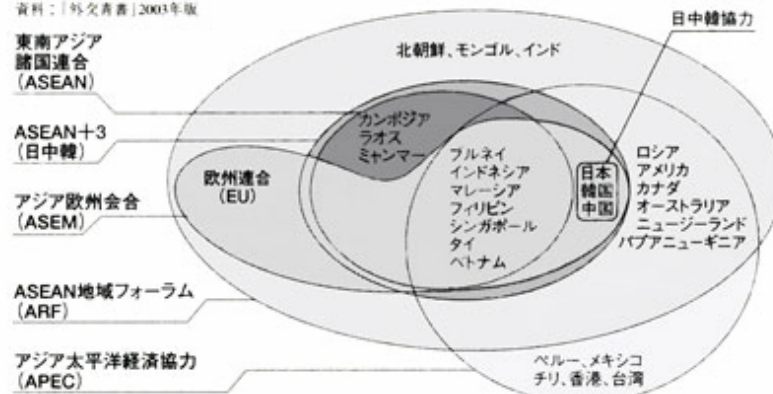
4. アジア太平洋地域の安全保障体制

(1) アジア太平洋地域の地域協力の現状

アジア太平洋地域では、ヨーロッパなどと比較して、地域協力、特に安全保障分野での協力体制が機能しにくいと見られている。その

【アジア太平洋における地域協力の枠組み】

資料：『外交青書』2003年版



理由としては、資本主義と社会主義という異なる社会体制の存在、分断国家の対立の継続、各国の経済社会発展水準の大きな相違、歴史的要因による相互不信の存続などが挙げられる²²。

しかしながら、アジア太平洋地域には、世界人口の約5割（33億4500万人2000年現在）が居住し、域内の国内総生産総額は世界の約3割を占めている（8兆6425億米ドル）。また、朝鮮半島、台湾海峡、インド・パキスタン関係など国家・地域間の緊張や、東南アジアにおけるテロ事件の続発や海賊行為などのいわゆる「国境を越える問題」が大きくなっている。このような状況の中で、世界各地での地域協力の強化に向けた動きの高まりと相まって、ASEAN、APEC や自由貿易協定・経済連携協定（FTA・EPA）等の経済協力体制から、ASEAN 地域フォーラム（ARF）等の安全保障に関する協力体制まで幅広い分野における地域協力が実現しつつある。

アジア太平洋地域の主な地域協力 ²³

	発足年	参加国	経緯・目的等
東南アジア諸国連合 (ASEAN)	1967年	インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・ブルネイ・ベトナム・ラオス・ミャンマー・カンボジア（10カ国）	1961年、タイ、フィリピン、マラヤ連邦が ASEAN の前身となる東南アジア連合（ASA）を設立。その後ベトナム戦争への対応等地域協力の動きが活発化し、1967年インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国により「バンコク宣言」が採択され ASEAN が発足。域内における経済成長、社会・文化的発

²² 高原明生「東アジアの多国間主義」『国際政治』日本国際政治学会 2003.8 p.58

²³ 外務省 HP（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/index.html>）及び経済産業省 HP（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/apec/html/apec_overview.html）をもとに衆議院憲法調査会事務局において作成

			展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題の解決を目的としている。
アジア太平洋経済協力機構 (APEC)	1989 年	フィリピン・インドネシア・マレーシア・タイ・シンガポール・ブルネイ・ベトナム・米国・カナダ・メキシコ・チリ・ペルー・オーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニア・日本・韓国・中国・香港・台湾・ロシア	アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組み。現在 21 カ国・地域が加盟。他の地域の統合と異なり、参加国の自主性を重んじ、域外に対しても貿易投資の自由化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義」を標榜し、NAFTA (北米自由貿易協定) 諸国、ASEAN7 カ国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしている。
ASEAN 地域フォーラム (ARF)	1994 年	ASEAN 加盟国 + 日本・韓国・中国・米国・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ロシア・インド・EU・パプアニューギニア・モンゴル・北朝鮮 (22 カ国と 1 地域)	アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラム。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通して、地域の安全保障環境を向上させることを目的としている。(p.18 参照)
アジア欧州会合 (ASEM)	1996 年	ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム + EU 加盟国	1994 年シンガポールが当時の EU 議長国のフランスに提案し、EU 各国に働きかけた結果、1996 年バンコクにおいて ASEM 第 1 回首脳会合を開催。過去に宗主国と植民地の関係にあった二つの大きな地域が、対等な立場で率直に対話できる場として設定された。(p.31 参照)
ASEAN + 3	1998 年	ASEAN 加盟国 + 日本・韓国・中国	ASEAN が首脳レベルで日中韓と東アジアにおける広範囲にわたる分野において意見交換を実施し、相互の友好協力関係の強化、地域の平和と安定の環境作りを推進。ASEAN 創設 30 周年を記念し、ASEAN 非公式首脳会議に併せて、日韓中の首脳を招待したのが始まり。

(2) アジア太平洋地域の安全保障

イ アジア太平洋諸国と米国との同盟関係

アジア太平洋諸国と米国との同盟関係を見ると、米国を扇の要とする軍事同盟が存在している。主な同盟としては、米国 フィリピン間の米比相互防衛条約 (1952 年発効)、米国 オーストラリア間の ANZUS 条約²⁴ (1952

²⁴ 締結時にはニュージーランドを含む三カ国条約であったが、1986 年に米国はニュージーランドに対する防衛義務を停止し、事実上米国 オーストラリアの二国間条約となっている。

年発効) 米国 韓国間の米韓相互防衛条約(1954年発効) 米国と日本の間には日米相互協力及び安全保障条約(1960年発効)などがある。また、失効したものとして米華相互防衛条約がある。

主な米国との同盟条約²⁵

条約名	署名年	主な内容・経緯等
米比相互防衛条約	1951年	米国の反共政策の一環として1951年締結。その後、1991年アキノ政権期に上院が米軍基地存続のための条約批准を否決したため、クラーク空軍基地、スービック海軍基地が閉鎖されフィリピンに返還されている ²⁶ 。
ANZUS条約	1951年	第2次世界大戦で日本の脅威を感じたオーストラリアとニュージーランドが、対日平和条約の署名に先立ち米国に対して安全保障を求めたことに始まる。米国にとっては太平洋での防衛網の一つとして位置付けられ、冷戦下において反共軍事同盟として機能した。1984年ニュージーランドが非核政策を採り、理事会開催の無期延期、米国によるニュージーランドに対する防衛義務停止表明(1986年)などにより、事実上オーストラリアとの二国間条約となっている。
米韓相互防衛条約	1953年	「両国は各当事国の行政支配下にある領土を脅かす太平洋地域における武力攻撃を自国の平和と安全を脅かすものと認め、共通の危険に対処するため各自の憲法上の手続きに従って行動する」と明記され(3条)、米国が防衛義務を負うのは韓国が武力攻撃を受けた場合に限られるが、4条では韓国が米国に陸海空軍を領土内とその周辺に配置する権利を許与している。
米華相互防衛条約	1954年 (1979年 破棄)	米国は朝鮮戦争勃発と同時に台湾海峡の中立化を宣言し、大陸側による武力統一を阻止するために、1954年相互防衛条約を締結。1979年、米国は中国と国交を樹立し台湾と断交したため、米華相互防衛条約を破棄した。しかしながら、米国国内法である「台湾関係法」により台湾への防衛義務は継続されている。

(日米安保条約については p.21 参照。)

²⁵ 吉田康彦編著『現代アジア最新情報』(2002年)大阪経済法科大学出版部 p.147、国際法学会編『国際関係法辞典』(2001年)三省堂 p.526等をもとに衆議院憲法調査会事務局において作成。

²⁶ フィリピン憲法第18条25節は、「フィリピン共和国とアメリカ合衆国との間の軍事基地に関する協定が1991年に満了した後は、フィリピン国内においては、外国の軍事基地、軍隊又は軍事施設は認められない。ただし、これに関する条約が、上院で適正に合意され、かつ国会が要求するときは、それを目的とする国民投票での人民により投票された過半数の賛成票で承認され、また、締約相手国により条約として認められている場合には、この限りではない。」と規定する。上院が米軍基地存続のための条約批准を否決した結果、25節の但書は適用されなかった。

ロ アジア太平洋地域における米軍の展開

アジア太平洋地域は、ユーラシア大陸の中東から北東アジアにかけて広がる「不安定な弧」、すなわち軍事的紛争が生じやすい地域として捉えられており、米国を中心とする二国間の同盟、友好関係とこれに基づく米軍の展開がアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与しているとされる²⁷。

1998年に発表された「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障戦略」には、米軍の展開に関して「アジアにおける米軍のプレゼンスは、侵略を抑止するという重要な役割を果たし、事態発生後のより大規模で、経費を要する米国の対応の必要性を度々軽減する。今日、抑止力は朝鮮半島などの地域においては引き続き重要である。アジアにおけるプレゼンスは、この重要な地域における米国・同盟国及び友好国の利益を守るという確固とした決意を示すもの」と記されている。

しかし一方で、日米安保体制について、アジア太平洋地域に対して再び軍事的に関与する道を開き、アジア諸国の反発と地域の緊張を一層強めることになるなど、同地域における米軍の展開のマイナス面に関する指摘もある。

アジア地域に展開している米軍数

	陸軍	海軍	海兵隊	空軍	合計
インド	6	1	11	3	21
インドネシア(ティモールを含む)	11	5	10	2	28
ベトナム	4	0	8	3	15
韓国	29,821	364	333	9,543	40,061
カンボジア	5	0	1	0	6
シンガポール	6	90	22	42	160
タイ	41	11	35	28	115
中国(香港を含む)	11	16	27	7	61
ネパール	1	0	6	0	7
パキスタン	4	1	17	6	28
バングラディッシュ	3	0	5	0	8
フィリピン	10	5	256	8	279
マレーシア	4	3	6	6	19
ミャンマー	2	0	7	1	10
モンゴル	1	0	0	0	1
ラオス	1	0	0	2	3
日本	1,889	6,580	19,238	14,235	41,942

(単位:人 出典:国防省ニュース・リリース「Active Duty Military Personnel Strength by Regional Area and by Country」2003年3月31日現在)

²⁷ 防衛庁「日本の防衛」平成15年版 81頁

八 アジア太平洋地域の安全保障の枠組作り

現在、アジア太平洋地域においては安全保障分野における統一的な機構は存在していない。1955年、反共防衛網として「東南アジア条約機構(SEATO)」が設立されたが、米国のアジア戦略の見直しなどにより1977年に解散している。

冷戦後、従来のような米国を中心とする相互安全保障防衛網に代わって、全欧安全保障協力会議(OSCE)のアジア版のようなシステムを創設しようとする考え方が生まれ、拡大ASEANや拡大APECなどのシステムが模索されている。

そのような状況の中で、1994年より開始されたASEAN地域フォーラム(ARF)は、アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的かつ唯一の政府間フォーラムであり、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的としている。

ARF の特色 ²⁸

開催・運営等	毎年夏に開催。閣僚会合を中心とする一連の会議の連続体であり、事務的機能をもつ組織体ではない。コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視している。
進展の目標	「信頼醸成の促進」「予防外交の進展」「紛争へのアプローチの充実」という3段階のプロセスを設定して漸進的な進展を目標としている。現在の段階は、「信頼醸成の促進」「予防外交の進展」への過渡期にあると考えられている。
活動実績	1994年以降、10回の閣僚会合を開催。2003年6月にプノンペンで開催された第10回閣僚会合では、中国が「ARF安全保障政策会議」の創設を提案し、また議長声明では、朝鮮半島の非核化への支持、ミャンマーの民主化の期待などが盛り込まれた。
これまでの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・対話の率直度は増加しており、参加国自身を当事者とする問題を含めて、率直な意見交換を行う慣習が生まれつつある。 ・アジア太平洋地域における安全保障面での対話と協力の場として緩やかではあるが、着実に進展している。 ・「テロ資金対策」及び「国境管理」に関する声明がまとめられるなど、テロ対策において実務的な協力が進められている。

²⁸ 外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>) をもとに衆議院憲法調査会事務局において作成。

参考 東南アジア条約機構 (SEATO)

米国主導で 1955 年に反共防衛網の一環として設立された。米英仏のほか、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、パキスタンが加盟し、NATO のアジア版とも言われた。国連憲章に基づく集団防衛組織であるとしながら 51 条には言及せず、また統合司令部も指揮下に入る軍隊も持っていなかった。ベトナム戦争に際しては、パキスタン、フランスが相次いで軍事演習不参加を表明し分裂。その後、米中和解に象徴される米国のアジア戦略や反共政策の見直しにより存在意義を失った。1975 年に解散。

出典：『国際関係法辞典』（2001 年）三省堂 p.581

二 北朝鮮問題解決のための 6 力国協議²⁹

北朝鮮の核問題解決に向けた米国、北朝鮮、韓国、中国、ロシア、日本の 6 力国による外務次官クラスの多国間協議である「6 力国協議」は、これまで 2 回開催されている。

a 6 力国協議開催までの経緯

2002 年 10 月、米国は北朝鮮が濃縮ウラン計画を事実上認めたことを公表し、核開発問題をめぐる米朝対立が表面化した。その後北朝鮮は 2003 年 1 月に、核拡散防止条約 (NPT) からの脱退を表明した。北朝鮮は米国との「米朝不可侵条約」の締結を目指して米朝協議を提案したが、米国はあくまでも北朝鮮の核開発計画を放棄させるための多国間協議を主張し、4 月に北朝鮮は多国間協議の受け入れを発表した。

それを受けて 4 月 23 日～25 日に、北京で米・朝・中の「3 力国協議」が開催されたが、北朝鮮側は「敵視政策の撤回と不可侵条約による体制保証」を求め、米国側は「検証可能かつ逆行不可能な核の放棄」を要求し、双方とも原則的な立場の主張に終始し、具体的な成果は生まれなかった。その後、日本と韓国を含めたより広い多国間協議の必要性が議論され、北朝鮮がロシアの参加を求めた結果、6 力国協議が実現することとなった。

b 第 1 回 6 力国協議 (2003 年 8 月 27 日～30 日 於北京)

第 1 回 6 力国協議は、冷戦終結後に朝鮮問題に関して開催された最も参加国の多い協議の場である。協議では以下の「議長総括」がなされたが、期待された共同文書は発表されず、次回の日程・開催場所も決まらなかった。協議に並行して、米朝、日朝などの二国間による会合も開催された。

²⁹ 「六者会合」「六者協議」と表記する場合もある。
(「六者会合」の例：外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/6kaigo_gh.html>)

第1回6カ国協議議長総括

対話を通じて核問題を平和的に解決し、朝鮮半島の平和と安定を維持し、恒久的な平和を切り開くこと。

朝鮮半島の非核化を目標とし、北朝鮮側の安全に対する合理的な関心を考慮して、問題を解決していく必要があること。

段階を追い、同時的又は並行的に、公正かつ現実的な解決を求めていくこと。

解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないこと。

ともに対話を通じ相互信頼を確立し、意見の相違を減じ、共通認識を拡大すること。

協議のプロセスを継続し、可能な限り早期に外交経路を通じ、次回会合の場所及び日時を決定すること。

c 第2回6カ国協議（2004年2月25日～28日 於北京）

当初は2003年10月にも開催されると予想された第2回協議は、米朝の思惑から合意せず、ようやく翌年2004年2月25日から始まった。

協議では、米国が平和利用を含めた「完全な核放棄」を主張した一方で、北朝鮮は核放棄を「核兵器計画」

に限定すると提案し、またウラン濃縮計画の存在を認めなかった。結局協議継続や作業部会の設置などでは歩み寄ったものの、議長総括に核放棄のための具体策は盛り込めなかった。

第2回6カ国協議議長総括

朝鮮半島の非核化が共通の目標であることを改めて確認。

北朝鮮による、すべての核計画の完全、検証可能かつ不可逆的な廃棄の重要性につき、多くの参加者の間で認識が深まった。

いわゆる「調整された措置」という形で核問題に取り組んでいく旨一致。

本年の6月末までに北京で第3回会合を開催すること、及び、その準備のため作業部会を設置することで認識が一致。

(3) 日米安保条約

イ 日米安保条約の経緯及び内容

日米安保条約は、朝鮮戦争が勃発する最中の1952年、連合国による日本占領を終結させるためのサンフランシスコ平和条約と同時に締結された。サンフランシスコ平和条約では、日本が主権国として「国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること」及び「集団的安全保障取極を自発的に締結することができること」が明記されるとともに(5条)、二国間の協定に基づく「外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留」を妨げるものではないとされた(6条)。旧日米安保条約では、米国のヴァンデンバーグ決議³⁰との関係から米国の日本防衛義務は明記されず、また、駐留米軍は、「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」するものとされ(いわゆる「極東条項」)、日本防衛に関しては、内乱の鎮圧や「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するため使用することができる」(いわゆる「内乱条項」)とされたに過ぎない(1条)。

その後、防衛力増強の義務を定めた1954年の日米相互防衛援助協定を経て、1958年から岸政権下で日米安保条約の改定交渉が始まり、いわゆる新安保条約が1960年1月に調印され、同年6月に発効した。新安保条約では、前文において「極東における国際の平和及び安全の維持」が日米共通の関心であることが確認されるとともに、「日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき」には両国が協議を行うこと(4条)、日本の施政権下にある領域への武力攻撃に対しては日米が共同で対処すること(5条)、日本は「武力攻撃に抵抗する」能力を「憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」義務を負うこと(3条)、極東にお

<日米安保条約等関連年表>

年月	主な出来事
1950. 6	朝鮮戦争勃発
1950. 8	警察予備隊令公布・施行
1951. 9	日米安保条約締結
1952. 4	海上警備隊発足
1952.10	警察予備隊を保安隊に改組
1954. 3	日米相互防衛援助協定締結
1954. 7	自衛隊発足
1956.12	日本の国連加盟承認
1959.12	砂川事件最高裁判決
1960. 1	新安保条約・地位協定締結
1971. 6	沖縄返還協定締結
1972. 5	沖縄施政返還・本土復帰
1978. 5	米軍駐留経費の一部負担開始
1978.11	日米防衛協力ガイドライン策定
1991.12	ソ連崩壊
1995. 9	地位協定の運用改善で合意
1996. 4	日米安保共同宣言(「再定義」)
1996. 8	沖縄代理署名事件最高裁判決
1997. 9	新ガイドライン策定
1999. 5	周辺事態法成立
1999. 8	ミサイル防衛の共同技術研究で合意
2000.12	船舶検査活動法成立
2001. 6	衆院外務委で地位協定改定決議
2001. 9	米国同時多発テロ
2001.10	テロ対策特措法成立
2003. 3	日本、米国のイラク攻撃支持を表明
2003. 7	イラク特措法成立

³⁰ 米国が国際的な安全保障体制に参加する場合の条件を定めた1948年6月の上院決議で、条約の締結に際して「継続的かつ効果的な自助及び相互援助」を基礎とすることとし、自国の防衛義務を果たさない国に対する防衛の義務を負わないことを明記した。

る平和と安全の維持及び相互防衛のため、米軍を日本国内に配備する権利を米国に認めること（6条）等が定められている³¹。

そして、1996年の橋本 クリントン会談後に発表された「日米安保共同宣言」では、冷戦期に日米の「共通の敵」であったソ連の軍事的脅威への対処に代わり、アジア太平洋の平和及び安定が日米安保関係の役割の基礎をなすものとして掲げられるとともに、冷戦期に策定された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の見直しに言及されている（いわゆる日米安保条約の「再定義」）。同宣言を受け、冷戦後の国際情勢の変化に応じて、日本に対する武力攻撃だけでなく、日本の安全に重大な影響を及ぼす周辺事態に対しても有効に対処することを目的として、1999年には「日米新ガイドライン」が成立し、その実施のために周辺事態法が制定された。

さらに、2003年に制定された「武力攻撃事態等対処法」では、「政府は、事態対処法制の整備に当たっては、アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする」と規定され（22条3号）、それを受けていわゆる「米軍行動円滑化法案」³²が159回国会に提出され、現在審議中である。

旧安保条約と新安保条約との比較

旧安保条約	事項	新安保条約
自衛権行使の有効な手段なし(前文)	日本の軍備	武力攻撃への抵抗能力の維持(3条)
条約上に規定なし	米国の日本防衛義務	日本施政下の領域への武力攻撃に対する共同対処(5条)
共同措置の協議(行政協定24条)	米軍の任務	日本の安全への寄与及び極東の平和と安全の維持への寄与(4条)
極東の平和維持、内乱の鎮圧等日本の安全へ寄与(1条)	事前協議	あり
なし	米軍の地位	日米地位協定
日米行政協定	経済協力	規定あり(2条)
規定なし	条約の終了	10年経過後1年前通告で終了(10条)
規定なし		

³¹ 同条約については、米国本土等が武力攻撃を受けた場合、日本は共同防衛のための軍事行動を義務付けられていないことから、両国の関係は、通常の間盟条約における共同防衛の関係ではなく、対等平等なものではないと指摘されている。佐藤功『前掲書』注(2) 149頁 他方、米軍への基地提供に見合うものとして米国の日本防衛義務があることから、片務的ではないとする見解がある。参・本会議 昭58.1.29 中曽根内閣総理大臣答弁

³² 正式名称は「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案」であり、武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴って我が国が実施する措置等を定める。

ロ 憲法上の諸問題

a 駐留米軍の合憲性

日米安保条約 6 条に基づき、米国の陸海空軍が日本における施設及び区域を使用することが認められている。2003 年 9 月現在、陸軍 1850 人、海軍 5448 人、海兵隊 1 万 9265 人、空軍 1 万 3128 人のおよそ 4 万人の米軍が日本に駐留している³³。

2 項の「保持しない」の主語は 1 項の「日本国民」であり、したがって、外国軍隊が条約に基づいて日本に駐留することは、当該外国軍隊を日本が保持するものではない以上、違憲とならないとする見解³⁴がある一方で、憲法の徹底した平和主義の立場からすれば、特定の外国軍隊の駐留を認めるための政府行為は、憲法適合性を問われ得るとする見解³⁵がある。

砂川事件において、最高裁は、9 条 2 項において禁止されている「戦力」とは「我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力」をいうとする解釈を示すとともに、日米安保条約は「主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有」し、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」にあるとした上で、同条約は「一見極めて明白に違憲」とは認められないと判示した。政府も、同様の立場から、以下のような見解を述べている。

高辻内閣法制局長官 砂川事件判決というものがございました。これは戦力に関する問題でございますけれども、この駐留米軍が我が国の憲法が否定しておる戦力に当たるかどうか、これが第一点。それからまた、その駐留を許すような安保条約そのものが憲法に違反することにならないかという問題がございました。ちょうどいま仰せになっている問題として言えば、そういう条約を締結することが憲法上どうかという点で、実は理論的に非常に類似の点があるわけでございます。それにつきましては、確かに一つの争点でございましたが、最高裁判所の判決につきまして、憲法がいう戦力を保持しないという主体は、我が国がこれに管理権、支配権を持つべきものについていうのであって、その他のものについていうわけではない、したがって、駐留米軍が日本に駐留すること、それについての条約を締結すること、それは日本の憲法の 9 条のらち外の問題であるという判決があったことはご承知のとおりだと思います。その同じ理屈がいまご指摘の問題についても当てはまるのだと私どもは考えております。

(衆・予算委 昭 44.2.5)

³³ 『イミダス 2004』集英社 448 頁

³⁴ 佐藤功『憲法(上)[新版]』(1983年)有斐閣 注(2) 133 頁

³⁵ 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈 日本国憲法 上巻』(1984年)青林書院 注(33) 182 頁(樋口執筆部分)及び水島朝穂「第 2 章 戦争の放棄」小林孝輔・芹沢斉編『別冊法学セミナーNo.149 基本法コンメンタール 憲法〔第 4 版〕』(1997年)日本評論社 注(2) 46 頁

b 「共通の危険」への対処と自衛権の発動

旧安保条約と比較した場合、新安保条約の特色の一つは、相互防衛体制の確立であるとされる³⁶。相互防衛は、日本の施政下にある領域における一方当事国への武力攻撃に共同して対処すること及び共同防衛行動が「自国の憲法上の規定及び手続に従って」行われることを内容とする（5条）。

駐留米軍基地が攻撃を受けた場合に日本が防衛行動をとり得る理由について、政府は、このような攻撃は日本領域に対する侵犯であり、日本に対する攻撃に他ならないため、これに対処する行動は憲法で許容された個別的自衛権の行使であるとの見解を述べている。

高辻内閣法制局長官 ただいま総理大臣からお答えになりましたとおりでございますが、実はつけ加えるものがないのですが、この問題はご存じのとおり、安保条約の改定の際にしばしば論議された問題でございます。要するに、基地の攻撃ということがあり得た場合に、やはりその基地の攻撃というものは、我が国に対する攻撃ということなしにはできない。領土、領海、領空に対する侵犯ということなしには行えない。その場合には、やはり我が国の国権の一つの侵犯という現実がそこに現出いたしますので、我が国の自衛権の行使として、それに対しては武力で対抗することが憲法上可能であるし、国際法上も別に違法とされるものではない。

（参・予算委 昭 43.8.10）

これに対し、「日本領域内の米国戦艦が攻撃された場合に、日本にとって常に自衛権行使の3要件（必要性・違法性・均衡性）が充足されたと言えるのか、また、その際、どのような行動をとるかの決定権が日本にはなく³⁷、米国の決定に従い自衛権を発動することになり、3要件が充足されているかどうかの判断権もなくなるのではないか」との疑問が呈されている³⁸。

c 「極東条項」と集団的自衛権

旧安保条約において駐留軍の使用目的の一つとして掲げられていた「極東条項」は、新安保条約においても、6条に規定されている。「極東」とは、地理学上正確に画定されたものではなく、「在日米軍が日本の施設及び区域を使用して、武力攻撃に対する防衛に寄与し得る区域」であり、およそ、「フ

³⁶ 芦部信喜監修・野中俊彦他編『注釈憲法第1巻』（2000年）有斐閣注(20) 450頁（高見執筆部分）

³⁷ 日米安保条約6条の実施に関する交換公文では、米軍の日本への配備、米軍の装備の重要な変更、日本から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用について、事前協議に付すことを内容とする了解事項が盛り込まれているが、新条約発効後、事前協議は一度も実施されておらず、その形骸化が指摘されている。佐藤功『前掲書』注(2) 148頁

³⁸ 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法〔第3版〕』（2002年）岩波書店 67頁

ィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域を含む³⁹」とされる。しかし、同地域での攻撃又は脅威への対処に係る駐留米軍の行動範囲は、それらの性質如何に係るものであって、「必ずしも前に述べた区域（極東）に局限されるわけではない⁴⁰」とされており、実際に、駐留米軍は、ベトナム戦争や湾岸戦争に参加した。また、1996年の日米共同宣言による日米安保条約の「再定義」により、日米安保条約の役割が「アジア太平洋地域の平和と安定」の基礎をなすものとされるとともに、周辺事態法等が制定されたことから、集団的自衛権の行使を認めることにつながりかねないとの指摘がなされている⁴¹。

八 日米地位協定と基地問題

日米安保条約 6 条に基づき、駐留米軍の地位、日本における施設・区域の使用等について定める日米地位協定が、1960 年、新安保条約と同時に締結された。同協定においては、施設及び区域の特定方法、米軍の出入国の保障及び課税免除、米軍の構成員、軍属及びその家族に対する課税権、民事裁判権及び刑事裁判権の所在、日本の経費負担を含む種々の協力義務、日米合同委員会の設置等が詳細に規定されている。

日米地位協定をめぐるのは、犯罪被疑者の起訴前の身柄引渡しの問題、刑事裁判手続見直しの問題（容疑者の取調べへの米政府関係者の同席等）、米軍基地によりもたらされる環境問題などにより、基地周辺の住民の不満や反発を招いており、日本国民の人権を無視した著しい不平等性を帯びたものであるとの指摘もある⁴²。特に、日本にある米軍基地の 75%が集中する沖縄においては、米兵による暴行事件等のトラブルをはじめ、県民の負担が大きく、日米地位協定の改定、基地の縮小・撤廃が政治課題となっている。

³⁹ 衆・安保特別委 昭 35.2.26 岸内閣総理大臣答弁

⁴⁰ 同上

⁴¹ 芦部『前掲書』 68 頁

⁴² 古関彰一『日本国憲法・検証 資料と論点 第 5 巻 9 条と安全保障』（2001 年）小学館文庫 177 頁

5. 欧州の安全保障

(1) 欧州の安全保障体制

第2次世界大戦後、西側諸国では、1949年に北大西洋条約機構(NATO)が、東側諸国では、1955年にワルシャワ条約機構が結成され、東西の軍事同盟が対峙した。

しかし、東西それぞれの安全保障体制が構築される中であっても、西欧には独自の安全保障体制の確立を模索する動きが存在し、1955年には、西欧同盟(WEU:1948年に西ドイツの報復を阻止するために発足した「ブラッセル条約機構」を発展させたもので現在10ヶ国が加盟している。)が発足した。しかし、西欧において安全保障の役割を担ったのはNATOであったため、WEUの活動は事実上休眠状態であった。

その後、東西緊張緩和(デタント)を受け、1975年に東西軍事同盟加盟国のほか欧州の非同盟国も参加する欧州安全保障協力会議(CSCE、95年に欧州安全保障協力機構OSCEと名称変更)が開催され、欧州全域において安全保障や人権を含む幅広いプロセスが進展した。

冷戦終焉後、世界的に民族対立や宗教に起因する地域紛争、新国家の独立が相次ぎ、欧州においても、これら周辺地域の不安定・緊張の西側諸国への波及が新たな脅威として捉えられるようになった。NATOでは、その存在意義と役割の見直しが図られ、1991年には「戦略概念」、1999年には「新戦略概念(“同盟の戦略概念”)」を示し、従来の集団防衛任務(いわゆる5条任務)に加え、ヨーロッパ域外における危機管理(非5条任務)という新たな任務を付加することとなった。そして、結果として、NATOは旧ユーゴ地域における紛争に対し、和平履行部隊(IFOR)や安定化部隊(SFOR)の派遣を通して紛争予防や平和維持に大きな役割を果たしてきた⁴³。

一方、WEUにおいては、再活性化が唱えられるようになり、1987年にハーグ外相・国防相理事会での「欧州の安全保障利益のためのプラットホーム」において、より結束した欧州の防衛構想を目指すことを確認し、1992年のペータースベルグ宣言により、従来の集団防衛機能に加えて、人道援助・救援活動任務、平和維持任務及び危機管理任務を付加し(をいわゆる“ペータースベルグ任務”という。)平和維持活動を念頭においた危機管理演習を含め定期的に演習を実施してきた⁴⁴。

そして、欧州諸国の大部分を包含していたOSCEは、1991年のワルシャワ条約機構の解体に伴い、東西対話を提供する場から予防外交を行う機関へとその

⁴³ 実際には、それ以前に、国連の要請に基づきボスニアにおける空軍力の提供等、域外派遣を行っている。

⁴⁴ 参考：外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/safety/trend.html>)

役割の拡大を図り、安全保障対話から、人権の保護、民主主義の促進、紛争予防等の分野にも力点をおき、より広い意味での安全保障に貢献する機能を果たすこととなった⁴⁵。

戦後の欧州安保に関する年表

年月	事項
1949年8月	NATO 北大西洋条約機構（NATO）創設（加盟12カ国：ベルギー、カナダ、デンマーク、仏、アイスランド、伊、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、米、英）
52年2月	NATO ギリシャ、トルコ加盟
54年10月	西欧同盟（WEU）基本条約調印
55年5月	NATO 西独加盟
55年5月	ワルシャワ条約調印
75年7月	欧州安保協力会議（CSCE）ヘルシンキ会議
82年5月	NATO スペイン加盟
89年末	冷戦終結
90年10月	東西ドイツ統一
11月	CSCEパリ首脳会議（東西冷戦の終焉を宣言）
91年1月	湾岸戦争
7月	ワルシャワ条約機構解体
93年3月	NATO チェコ、ポーランド、ハンガリー加盟
93年11月	EU マーストリヒト条約発効（共通外交安全保障政策（CFSP）について規定）
95年1月	CSCEが「欧州安全保障協力機構（OSCE）」と改称
5月	NATO ボスニアに平和実施軍（IFOR）の派遣決定
96年12月	NATO IFORの期限終了に伴い、安定化部隊（SFOR）が後継（04年12月にEUに引継ぐ予定）
98年12月	EU 英仏首脳会談（欧州独自の軍事行動能力と機構をEUが保持すべきとの見解で合意）
99年3月	NATO コソボ空爆
99年4月	NATO 「新戦略概念」採択（集団防衛の任務に加え、域外地域を対象とした紛争予防、危機管理等を新たな任務（「非5条任務」）として追加）
5月	EU アムステルダム条約発効（「CFSP上級代表」を創設、欧州安全保障防衛政策について規定）
02年11月	NATO プラハ首脳会合（バルト三国、スロヴァキア、スロヴェニア、ブルガリア、ルーマニアの7ヶ国に対する加盟招請を決定）
03年1月	EU ボスニア・ヘルツェゴビナにおいてEUPM（European Union Police Mission）開始
3月	EU マケドニア「コンコルディア作戦」開始（同年12月終了）
6月	EU コンゴ（民）「アルテミス作戦」（同年9月終了）
8月	NATO アフガニスタンにおいてISAF（国際治安支援部隊）引継ぎ（非5条任務において初の域外活動）
9月	NATO イラクにおけるポーランド軍への後方支援を開始
12月	EU マケドニア「プロクシマ」作戦開始
04年4月	NATO 中・東欧7カ国加盟

* この資料は、外務省欧州局欧州国際機関室において作成したものを、衆議院憲法調査会事務局において加筆修正した。

⁴⁵ 参考：外務省 HP（同上）

(2) EU の共通外交・安全保障政策

EU においては、経済的統合は進んでいたが、安全保障分野における統合は、各国の主権と深く関係するため進展せず、EU 独自の軍隊の創設は実現していなかった。しかし、ユーゴ紛争に欧州諸国だけでは対応しきれず、その結果、米国の関与を必要としたという経験から、欧州内の問題への対応については、欧州がより独自性を持つべきであるという「欧州安全保障・防衛アイデンティティ (ESDI)」が高揚した。そして、1992 年のマーストリヒト条約の採択に当たり、同条約にお

(EU の共通外交・安全保障政策 略年表)

年月日	出来事	
1993・11	マーストリヒト条約発効	CFSP を EU の活動の柱の一つとする
1998・12	英仏首脳会談 (サン・マロ宣言)	欧州独自の軍事行動能力・機構を EU が保持すべきとの見解で合意
1999・5	アムステルダム条約発効	CFSP の強化、前 NATO 事務総長のソラナ氏が CFSP 上級代表に就任
6	ケルン欧州理事会	WEU の EU への取込を決定
12	ヘルシンキ欧州理事会	EU 独自部隊の創設に関する「ヘッドラインゴール」の設定
2000・11	WEU マルセイユ宣言	ペーターズベルグ任務の EU への移管決定
11	EU 能力制約会議	各国が提供可能な兵力の調整
12	ニース欧州理事会	政治・安全保障委員会、軍事委員会、幕僚部が正式に発足
2001・11	EU 能力改善会議	ペーターズベルグ任務遂行能力の確保の確認
12	ラーケン欧州理事会	「ESDP のオペレーションリティーについての宣言」の採択
2002・3	EU 外相理事会	ボスニアへの文民警察部隊の派遣決定
12	EU・NATO 宣言	EU による NATO 軍事資産の使用の認定
2003・2	ニース条約発効	
3		マケドニアでの NATO の作戦を EU 緊急対応部隊が継続
6		コンゴにおける軍事オペレーション開始

いて、EU による共通外交・安全保障政策 (CFSP) を EU の活動の柱の一つと位置付けるとともに、WEU を、EU 発展の不可欠な一部であり、EU の防衛上の構成要素として確立し、共通外交・安全保障政策及びその中核をなす欧州安全保障防衛政策 (ESDP) の実施に WEU を活用することとした。

WEU は、これまでアルバニアやクロアチア等へ欧州合同軍を派遣しているが、1999 年のヘルシンキ欧州理事会において、WEU における集団防衛任務以外の機能 (ペーターズベルグ任務) を EU へ移管することが合意され、また、「政治・安全保障委員会」、「軍事委員会」、「幕僚部」の 3 委員会が、欧州理事会の下に発足した (2000 年 12 月)。そして、危機防止、危機管理任務を遂行する緊急対応部隊の創設が決定された (ヘッドライン=ゴール⁴⁶の設定)。2002 年には、EU による NATO の軍事資産の使用に関する合意⁴⁷が成立し、2003 年以

⁴⁶ EU 主導の軍事オペレーション (危機防止、危機管理任務) を遂行できる 5~6 万人規模の部隊を、60 日以内に展開し、最低 1 年間維持できるようにしなければならないこと (外務省 HP より)。

⁴⁷ EU と NATO との間には日米間における ACSA (物品役務相互提供協定) のような協定は存在しないが、「ベルリン・プラス」と呼ばれる合意事項と、それに基づく恒久的アレンジメントが存在する。その中で、EU が独自の軍事作戦等を行う際、NATO の軍事アセット (資産・能力) を使用することが認められている。

降、これまで NATO が行ってきたマケドニアにおける和平合意のための作戦や、ボスニアにおける NATO 及び国連の活動を EU の作戦として引き継いでいる⁴⁸。

(3) EU と NATO との関係

EU では、米国を含む NATO の能力に大きく依存しながらも自律的な安全保障政策が模索されてきたが、イラクに対する軍事作戦の前後には米国とドイツ・フランスなどの欧州諸国との認識の違いが浮き彫りになった。そうした中、2003 年 4 月にはフランス・ドイツなど欧州 4 か国が EU の防衛力強化のため NATO の能力に依存することなく作戦立案・指揮が可能な中核的機関の創設を提唱し、EU の独自性を強める動きをみせたことから、米国や英国などの反発を招いた。EU 独自の防衛能力強化は、軍改革の進捗状況や防衛費を取り巻く財政事情が国によって多様であることから、今後足並みを揃えて必要な能力を確保・維持できるのかが課題となっている。また、米国やトルコなど EU に加盟していない NATO 加盟国と EU に加盟している欧州の NATO 加盟国との関係をいかに調整し NATO と EU の政策の整合性を確保するのか、さらに、ロシアなど欧州情勢に影響を及ぼし得る域外の国家との関係をいかに調整していくかなどの課題が残されている⁴⁹。

EU が独自の安全保障体制を構築していくことは、欧州における EU の危機管理能力を向上させることになるが、同時に NATO との競合を意味するため、欧州の独自性を発揮したい仏独と、米国との関係を重視したい英国等との対立もあり、現在のところ、EU 独自の参謀本部を EU 内及び NATO 内の両方に設置することで英独仏が合意し、共同防衛方針についても採択に向けて動き出している程度である⁵⁰。また、現在のマケドニア等における EU 緊急対応部隊が NATO の枠組みの中で活動を行っている経験を活かし、英独仏三国による緊急対応部隊の創設も検討されている⁵¹。

⁴⁸ 参考：平成 15 年版防衛白書 29・30 頁

外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/safety/trend.html>)

⁴⁹ 参考：15 年版防衛白書 30 頁

⁵⁰ 参考：毎日新聞インターネット版 (H15.11.29、H15.12.8)

⁵¹ 参考：産経新聞 (H16.2.17)

< 欧州における安全保障機構 >

<p>北大西洋条約機構 (NATO)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1949年発足 ・ 26カ国が加盟(2004年4月) ・ ソ連の脅威に対する集団的自衛権の行使を前提に創設された安全保障同盟機構 ・ 1999年に「新戦略概念」を採択し、従来の5条任務(集団防衛任務)に加え、域外地域を対象とした紛争予防、危機管理等を新たな任務とした ・ 5条任務(集団防衛任務)と非5条任務(平和維持・紛争解決・危機管理等) ・ ボスニアにおいて平和実施軍(IFOR)を展開 ・ マケドニアにおける停戦監視活動 ・ テロ即応部隊が発足(2003年) ・ 2002年「新たなNATO・ロシア関係に関する宣言(ローマ宣言)」署名。「NATO・ロシア理事会」(NRC)設立
<p>西欧同盟(WEU)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1954年に発足 ・ 現在、10カ国が加盟 ・ ベーテースベルグ任務のEUへの移管後、集団防衛任務のみ ・ アルバニア、クロアチアでの活動は2001年に終了
<p>欧州安全保障 協力機構 (OSCE)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1975年CSCE(欧州安全保障協力会議)として発足 ・ 現在、55カ国が加盟 ・ 東西対話の場から予防外交等の活動へと変化 ・ 欧州安定化条約の採択(1995年) ・ 旧ユーゴスラビアでの停戦監視・選挙管理活動を行った
<p>欧州連合(EU)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1992年創設(EEC+ECSC+EURATOM) ・ 現在、15カ国が加盟(2004年5月に10カ国が新規加盟) ・ 欧州安全保障防衛政策(ESDP)の推進 ・ ベーテースベルグ任務のWEUからの移管 ・ 緊急対応部隊の展開(マケドニア、ボスニア)

朝日新聞 15.11.17、外務省 HP、国際法辞典、国際関係法辞典を参考に憲法調査会事務局が作成。

(4) EU とアジア太平洋地域

冷戦終結後、ヨーロッパにおいては、欧州安全保障協力会議(CSCE)が欧州安全保障協力機構(OSCE)に発展し、対話を主たる目的とした「協調的安全保障」(p.4 参照)とも呼ばれる体制の制度化が進んだが、アジア太平洋地域においても、冷戦終結後の国際環境の改善とともに、経済面における広範な相互依存と地域主義に基づく協力の実績、さらに東南アジア諸国連合(ASEAN)のイニシアティブなどが有機的に結びついた ASEAN 地域フォーラム(ARF)が設立され、アジア太平洋地域内の安全保障問題に関する対話が行われている。

EC とアジアとの間の対話と協力は、1972年に、EC と ASEAN との間で事務レベルでの対話が制度化されて以降、徐々に進められた。事務レベルでの対話は、1978年に、閣僚レベルでの対話に格上げされ、1993年、EC が EU へと発展した後 1994年には、EU が ASEAN 地域フォーラム(ARF)のメンバーとなり、アジア太平洋地域との政治・安全保障対話に参加している。

また、1996年からは、アジア欧州会合（ASEM）が開催されている。これは、アジア側から ASEAN + 3（ASEAN 加盟 7 カ国と日本・中国・韓国）とヨーロッパ側から EU 加盟 15 カ国・欧州委員長が参集して開催され、経済のみならず、政治、文化等、広範囲な分野を対象としたアジアと欧州の地域間対話の場となっている。

具体的には、アジア・欧州間の貿易機会の促進と非関税障壁、取引コストの低減を目的とする貿易円滑化行動計画やアジア・欧州間の投資を促進するための投資促進行動計画の推進、アジア欧州ビジネスフォーラムの開催、税関協力など経済分野における協力や、文化・教育面では、人的交流、知的交流、文化交流のためのアジア欧州財団の設立、青年交流のための「アジアヤング・リーダーズ・シンポジウム」の開催などが挙げられる。

最近の ASEM の動き

2000 年 10 月	第 3 回 首脳会合 「朝鮮半島の平和のためのソウル宣言」
2002 年 6 月	第 4 回 外相会合 「中東和平に関する政治宣言」 「インド・パキスタン情勢に関する宣言」
2002 年 9 月	第 4 回 首脳会合 「朝鮮半島の平和のための ASEM コペンハーゲン政治宣言」 「国際テロリズムに関する協力のための ASEM コペンハーゲン宣言」
2003 年 7 月	第 5 回 外相会合 「大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止に関する政治宣言」
2003 年 9 月	テロ対策に関する ASEM セミナー

自由貿易地域(FTA)

現在、アジアを含む世界各地でFTAの締結が相次いでいる。経済統合の進展が、やがて政治的統合や安全保障分野における関係強化につながった例をEUに見いだすことができる。欧州の経験は歴史的、地理的、文化的な基盤と密接な関係があり、そのまま他の地域のモデルにはなり得ないが⁵²、FTA等を通じ経済的な関係を強化することが、総合的な安全保障の枠組みの構築に通じるのではないかと考え得る。

1. 自由貿易の意義

(1) 自由貿易とは

自由貿易とは、国際間の財貨・サービスの取引に際して、各国が原則的に貿易政策や為替政策による政府介入を行わず、市場の価格調整機能に委ねることをいう。

第2次世界大戦後の国際貿易の分野においては、「自由・無差別・互恵」を基本理念として世界貿易の拡大及び推進を目的とする GATT / WTO 体制の下に、輸入数量制限の撤廃、関税率の引下げ等貿易の自由化が積極的に進められてきた。また、冷戦構造の崩壊以降、世界各国は経済的に協調していかなければならないという意識が強まってきていると言われている。このような自由貿易推進に向けた動きは、「比較優位の原則」をその論拠にするとされている。この「比較優位の原則」によれば、各国は、自国により豊富に存在する資源を相対的に多く用いるモノの生産に特化させ、その生産物を他国と交換することによって利益を得るとともに、この交換を通じて、世界全体における資源の最適配分が実現されるという。これに対し、発展途上国を中心として、「比較優位の原則」の現実的妥当性に疑問を呈し、特に農業貿易の特殊性、環境保護等の観点から、政府による介入を積極的に支持する主張もある。

このような見解の対立や実際上の弊害が生じてはいるものの、長期的には、国際経済と国内経済の接点となる貿易をより自由かつ多角的に行うことは、各国の持続可能な成長と衡平な発展及び経済的格差の縮小につながると一般に考えられている。

(2) GATT と WTO

第2次世界大戦後、貿易関係を規律する多数国間取極として「関税及び貿

⁵² ベルンハルド・ツェプター参考人 衆議院憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会（平 16.3.4）。同参考人は、欧州の経験は、そのままでは他の地域のモデルにはならないが、EU 統合の手法や手続等に関して参考になるのではないかとする。

易に関する一般協定」(GATT)が1947年に締結され、世界貿易の大半を規律してきた。さらに、外国投資の活発化やサービス貿易の拡大に対応するためにGATTのウルグアイ・ラウンドにより、1995年に世界貿易機関(WTO)が設立され、今日では140カ国が参加する世界的な機関となっている。WTOは、ウルグアイ・ラウンドでまとめられた多角的貿易協定及び複数国間貿易協定に関する事項について、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供し、WTO協定及び多角的貿易協定の実施及び運用の円滑化並びに複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みの提供、多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場の提供、紛争解決手続・貿易政策検討制度の運用等をその任務とする。マラケシュ宣言では、関税引下げ、農産物輸入規制の緩和、サービス貿易、知的所有権等もカバーすることとされた。

近年は、加盟国、加盟地域が急増したこと、発展途上国と先進国間の利害対立が激化し合意が困難になったことから、WTOでの交渉は非常に時間を要するようになってきた。そこで、比較的短期間に交渉がまとまりやすいFTAに注目が集まるようになってきている。

2. 自由貿易地域の意義

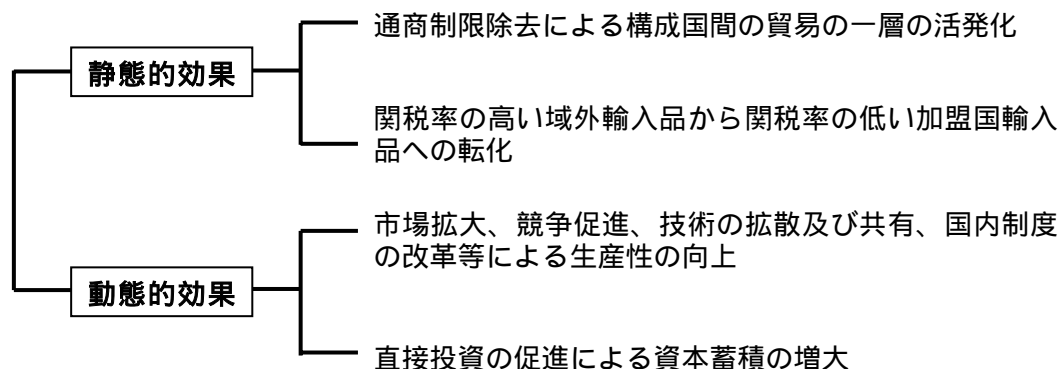
(1) 地域経済統合と自由貿易地域

地域経済統合とは、複数の国家が特定地域について経済分野における国家間の障害を取り払って経済活動の自由化又は一体化を促進することをいい、構成国間における連携の強度の観点から、一般に、自由貿易地域(Free Trade Area)、関税同盟(Customs Union)、共同市場(Common Market)、経済同盟(Economy Alliance)、完全な統合という五つの段階に区分して整理されている⁵³。

地域経済統合	内 容
自由貿易地域	自由貿易協定(Free Trade Agreement)に基づき、域内における関税、輸入数量制限その他の通商規制を撤廃すること。ただし、構成国は、域外国に対し、それぞれ独自の関税等の設定及び適用を行う。
関 税 同 盟	条約に基づき、複数の国家が相互に関税を撤廃し又は軽減するとともに、第三国に対し共通関税の設定及び適用を行うこと。
共 同 市 場	条約に基づき、商品の自由な流通、非関税障壁の撤廃、投資及び競争の自由、労働又は職業の自由、ヒトの移動の自由等を保障すること。
経 済 同 盟	共同市場を更に発展させて、域内における金融、財政等の経済諸政策を共通にすること。
完 全 な 統 合	域内中央銀行の創設、域内単一通貨制度の導入等により、域内において統合すること。

⁵³ B.バラッサ著 中島正信訳『経済統合の理論』(1963年)ダイヤモンド社 参照。

自由貿易地域の経済効果として、関税等の通商制限が軽減されることにより、構成国間の貿易が一層促進されること（＝静態的效果）生産性の向上、資本蓄積の増加等により、加盟国の経済成長が助長されること（＝動態的效果）等が挙げられる。



(2) 地域経済統合の諸形態例

1990年代以降、世界経済がグローバル化していく一方で、地域化（リージョナリゼーション）も急速に進展し、その結果、多くの地域経済統合に関する協定（特に、自由貿易協定）が締結され、その件数は、2003年10月現在で155件に及ぶ⁵⁴。主たる地域経済統合の例として、以下のものを挙げる事ができる。

イ 北米自由貿易協定

北米自由貿易協定（North America Free Trade Agreement = NAFTA）は、1990年に発表されたアメリカ・メキシコ間の自由貿易地域構想にカナダが参加を表明し、1992年にこの3国間で締結された協定に基づき、1994年1月に発足した。これは、1989年に発効したアメリカ・カナダ間の自由貿易協定に基づき両国間に設定された自由貿易地域を実質的にメキシコに拡大したものである。

<NAFTA 締結の経緯と動向>

年	事 実
1989年	米加自由貿易協定締結
1990年	米墨自由貿易地域構想の発表
1992年	北米自由貿易協定締結
1994年	北米自由貿易地域発足 米州サミット開催
2001年	ケベックサミット開催
2005年	米州自由貿易地域に関する交渉完了予定

同協定は、域内関税の10～15年以内の撤廃、金融や投資の自由化、知的所

⁵⁴ 日本貿易振興会ホームページ掲載資料参照。

有権の保護等を目的とする。

なお、NAFTA の南米諸国への拡大を志向する構想として、1994 年 12 月の米州サミットにおいてアメリカのクリントン前大統領が提唱した「米州自由貿易地域構想」(Free Trade Area of the America = FTAA) がある。これは、アラスカからパタゴニアに至るアメリカ大陸全域 (キューバを除く) をカバーする自由貿易圏構想で、2001 年 4 月のケベックサミットにおいて 2005 年の交渉完了を目指すことが合意された。実現すれば、総人口 8 億人、経済規模 12 兆ドルの世界最大規模の自由貿易地域が誕生する。

ロ 東南アジア諸国連合自由貿易地域

東南アジア諸国連合自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area=AFTA) は、域内経済自由化を目的としてインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びブルネイの間に締結された協定に基づき、1993 年 1 月に発足し、その後、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジアの新規加盟国を加え、その対象地域を拡大した。しかし、1997 年の通貨危機、中国経済の台頭等の影響を受け、また、構成国が域外国と個別に自由貿易協定を締結することで、

< AFTA 締結の経緯と動向 >

年	事 実
1967 年	ASEAN の創設
1993 年	AFTA の締結・発足
1995 年	ベトナム加盟
1997 年	アジア通貨危機 ラオス、ミャンマー加盟
1998 年	カンボジア加盟
2002 年	域内関税 5% (原加盟国)
2006 年	域内関税 5% (ベトナム)
2008 年	域内関税 5% (ラオス及びミャンマー)
2010 年	域内関税 5% (カンボジア) 域内関税 0% (原加盟国)
2015 年	域内関税 0% (新加盟国)

AFTA 計画の停滞・形骸化が懸念されている。AFTA は、2002 年から本格的に始動しているが、自由貿易推進に向けた足並みは未だ揃っていないとの指摘もある。

AFTA は、文化財、軍需品等の例外品目を除き、農産物を含むすべての製品を原則として共通効果特惠関税の対象品目とし、その域内関税の段階的引下げ及び数量制限の撤廃を目的とする。域内関税率を 5% 以下に引き下げる目標期限として、原加盟国は 2002 年、ベトナムは 2006 年、ラオス及びミャンマーは 2008 年、カンボジアは 2010 年が設定されており、さらに、これを 0% とする目標期限として、原加盟国は 2010 年、新規加盟国は 2015 年が設定されている。

八 南米南部共同市場

南米南部共同市場 (Mercado Común del Sur = MERCOSUR) の起源は

1940年のアルゼンチン - ブラジル
関税同盟にさかのぼり、1985年の
両国の民政復帰を契機とした経済
の自由化・開放政策の下に、その具
体化に向けた動きが発展を遂げた。
そして、MERCOSURは、1991年
3月にアルゼンチン、ブラジル、パ
ラグアイ及びウルグアイの間に締
結された「アスンシオン条約」に基
づき、1995年1月1日、域内の貿
易自由化及び対外共通関税の設定

< MERCOSUR 締結の経緯と動向 >

年	事 実
1940年	アルゼンチン・ブラジル関税同盟
1985年	アルゼンチン・ブラジルの民政復帰
1991年	アスンシオン条約締結
1995年	MERSCOR 発足
1996年	チリの準加盟
1997年	ボリビアの準加盟
1999年	ブラジル通貨危機
2001年	ベネズエラ加盟表明 アルゼンチン通貨危機
2003年	ペルーの準加盟

を内容とする2億人規模の「共同市場」として発足した。その後、1996年にチリと、また、1997年にボリビアとそれぞれ自由貿易協定を締結し（両国は、準加盟国として参加している。）さらに、2001年には、ベネズエラが加盟を表明した。しかし、アンデス諸国を含めた形でのMERCOSURの拡大及び深化に向けた動きは、1999年のブラジル通貨危機及びアンデス諸国の政治混乱、2001年のアルゼンチン通貨危機等の影響を受け、停滞している。

EUにおいては、欧州委員会が制定する規則にすべての加盟国が拘束されるのに対し、MERCOSURにおいては、制定された規則の適用は加盟国の自主性に委ねられている。なお、MERCOSURでは、民主的な政権ではなくなった加盟国は、共同市場の恩恵を失うこととされている（サン・ルイス宣言）。

二 欧州連合

第2次世界大戦後の1952年、石炭及び鉄鋼の共同管理を目的とした「欧州石炭鉄鋼共同体」（European Coal and Steel Community = ECSC）が結成され、その成果を更に経済全般に拡大するため、1958年に「欧州経済共同体」（European Economic Community = EEC、92年にECに改称）が、また、原子力を管理する「欧州原子力共同体」（European Atomic Energy Community = EAEC）が、それぞれ結成された。EECは、加盟国間の関税や数量制限の撤廃、共通関税の設定、共通農業政策の実施等を通じて、加盟国間の経済的な市場統合を促進する役割を担った。

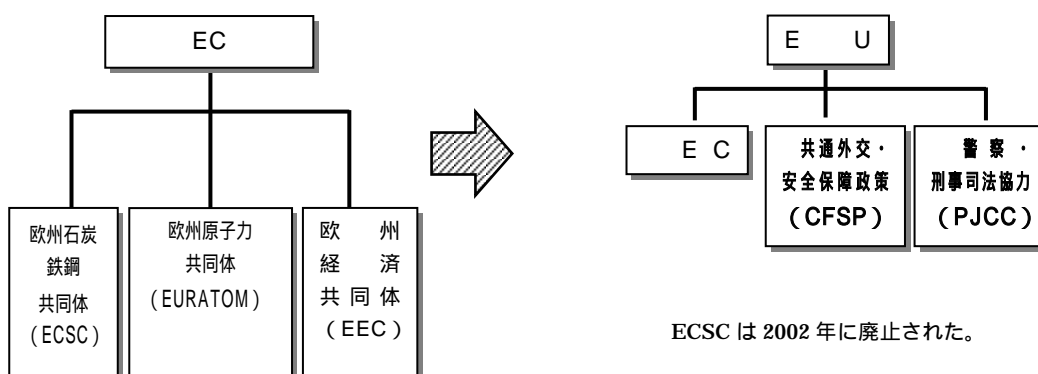
3 共同体は、1967 年の単一組織設立条約により管理部門が統合され、欧州共同体 (European Communities = EC) と総称されるようになり、加盟国間での共同市場の形成や経済統合を目指した地域的国際組織として、加盟国を徐々に拡大し発展していった。1986 年の単一欧州議定書においては、欧州理事会の制度化、欧州議会の権限強化等が図られ、国家主権が部分的に制限されることとなった。

その後、1992 年の「欧州連合条約(マーストリヒト条約)」により、EC の基礎の上に欧州連合 (European Union = EU) が創設され、新たな目的として、経済通貨統合の実現、共通外交・安全保障政策の実施、司法及び内務の分野での協力等が加えられた。なお、通貨統合は、1999 年 1 月にユーロが正式に発足したことにより実現している。加盟国は 15 ケ国、総人口 3 億 7000 万人である。2004 年 5 月、中東欧を中心に 10 ケ国が新たに加盟し、25 カ国体制となる予定である。

< EU 統合の経緯と動向 >

年	事 実
1951 年	ECSC 協定締結
1958 年	EEC・EAEC 発足
1967 年	3 共同体が EC 下に統合
1968 年	関税同盟・共通農業政策
1979 年	為替相場安定のための欧州通貨制度発足
1987 年	単一欧州議定書発効
1993 年	欧州単一市場 マーストリヒト条約発効 EU の発足
1994 年	欧州通貨機関設立
1998 年	欧州中央銀行設立
1999 年	単一通貨ユーロ導入決定
2002 年	ユーロ流通開始
2004 年	EU 憲法条約採択 (予定)

< EC から EU へ >



< 地域経済統合の比較 >

	加盟国	人口	名目 GDP	GDP / 1 人	貿易額
NAFTA	3 ケ国	4 億 1439 万人	\$ 114,664 億	\$ 27,670	\$ 27,596 億
ASEAN	10 ケ国	5 億 2565 万人	\$ 5,512 億	\$ 1,154	\$ 7,365 億
MERSCOR	4 ケ国	2 億 1904 万人	\$ 7,966 億	\$ 3,637	\$ 1,763 億
EU	15 ケ国	3 億 7740 万人	\$ 78,835 億	\$ 20,889	\$ 45,435 億

日本 ASEAN センターHP より (貿易額については 2000 年現在、それ以外の項目については 2001 年現在の数値である。)

EU は、現在、EU 憲法の制定に向けて検討を進めている。2002 年 4 月、EU の組織、制度等に係る将来像を多角的に検討するため、ジスカール・デスタン元仏大統領を議長とする欧州将来像協議会が発足した。2003 年 6 月、EU 首脳会議は、同協議会がまとめた EU 憲法草案を原則的に承認し、10 月から新加盟国を含めた 25 カ国による政府間会議において協議が行われたが、合意に至らなかった。しかし、その後 2004 年 3 月の EU 臨時首脳理事会において、2004 年 6 月までに EU 憲法の採択を目指すことを決定している⁵⁵。憲法草案によれば、「EU の顔」として、首脳会議（理事会）の常任議長（プレジデント）が新設される。従来は、加盟国首脳が半年ごとの輪番で担当してきたが、任期が 2 年半の常任議長を置くことで、政策の継続性を保証し、対外的には EU の発言力の強化を狙うものとされる。

(3) 自由貿易地域と WTO

自由貿易協定の件数が増加していることの背景の一つには、これが WTO 体制の下での自由貿易の推進に向けた動きを補完する機能を有するという共通認識が世界各国に広がっているという事情があると考えられている。

その理由として、ウルグアイ・ラウンドの例に示されるように、GATT や WTO における世界規模での交渉合意に時間がかかること、投資ルール、電子商取引、環境問題等 WTO においては未整備の分野についてルールを策定することができること、自由貿易協定には、競争促進、産業合理化等の経済効果があること、自由貿易協定には、国内の構造改革を促進する効果があること等が挙げられている。

ただし、自由貿易協定は、域外国に対する貿易障壁を残すという意味で WTO の掲げる「無差別原則（最恵国待遇）」に反する。このため、関税貿易一般協定 24 条では、構成国間においては、実質上すべての貿易について制限的通商規則を廃止すること、域外国に対し、自由貿易地域設定後に関税率を引き上げる等の制限的な通商規則を適用してはならないこと、自由貿易地域を妥当な期間（WTO の解釈によると、協定の発効から原則 10 年）内に設定することという条件の下に、これを「無差別原則」の例外と位置付けることで整合性を図っている。

(4) 自由貿易地域の課題

イ 国内産業保護との関係

自由貿易協定を締結する場合に常に議論の争点となるのが、国内産業の

⁵⁵ 産経新聞（平成 16 年 3 月 27 日）

保護が必要とされる特定品目（センシティブ品目）の取扱いである。特に、農林水産品については、貿易自由化を一時留保する例外と定める例が多く、自由貿易協定を「無差別原則」の例外として認める諸条件との関係において、未解決の問題として残されている。

また、輸入製品の急増により国内産業が打撃を受けるおそれがある場合、各国政府は、緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動し、期限を定めて輸入数量の制限、関税率の引上げ等の措置を講ずることができる（関税貿易一般協定 19 条）。WTO においては、セーフガードの発動対象国の限定を禁止しているが、NAFTA 等ではこれを認めており、国際ルールと自由貿易協定とのギャップが指摘されている。

ロ 迂回貿易と原産地規則

自由貿易地域においては、構成国間の関税、輸入数量制限等の通商規制が撤廃される一方で、域外国に対し、構成国は、それぞれ独自の通商規制の設定及び適用を行うことができる。このため、域内のより関税率の低い国に輸入された域外国の産品がより高い関税率の国に無関税で輸入され、高関税率の関税を無意味化するという「迂回貿易」の問題が生じる。

この問題に対し、各自由貿易地域では、輸入製品の生産地又は原産地を決定するための基準である「原産地規則」を制定して「迂回貿易」を防止している。しかし、「原産地規則」を恣意的に運用することにより貿易制限措置として用いる事例が生じるようになり、今日では、非関税障壁の一つとして認識されるようになっている。現在、WTO では、「原産地規則」の制定及び適用に係る公平性及び透明性の確保、各「原産地規則」の調和等の作業が進められている。

ハ ブロック化に対する懸念

EU、NAFTA 等の地域経済統合においては、「経済のブロック化」現象の兆候が生じていると言われている。「経済のブロック化」が進めば、域内だけの自由貿易が推進されるようになり、域外に対しては保護主義的な施策が講ぜられるおそれがある。EU、NAFTA 等の今後の動向如何によっては、世界中において地域ブロック化が進展し、さらに、地域間の対立から世界経済に大きな亀裂を生じさせるおそれがあると考えられている。

3. 日本と自由貿易地域

(1) 多国間自由貿易協定

日本は、従来、GATT/WTO 体制の下での貿易自由化の恩恵を受けてきた

ことから、世界的規模での多国間協定に基づく自由かつ無差別な貿易体制の整備に重点を置き、「無差別原則」の精神と矛盾する自由貿易地域について消極的な姿勢を示していた。しかし、世界的規模での自由貿易地域が拡大・深化する現状において、自由貿易地域の機能及び効果を認めた上で、これを活用する重層的な通商政策を講じつつある。

現在、ASEAN と日本、中国及び韓国の 3 カ国の枠組み (ASEAN + 3) で自由貿易地域を設定する構想が具体化している。2000 年 11 月に開催された ASEAN + 3 首脳会議では、「東アジア自由貿易圏」の創設を目指し、作業部会を設けることで合意し、具体的検討が始まっている。また、2002 年 1 月、日 ASEAN 首脳会議において、我が国と ASEAN との間の包括的経済連携の枠組みに関する協議を 2004 年から開始することで合意している。

(2) 二国間自由貿易協定

現在日本が二国間における自由貿易協定の締結を検討している主な事例及びその進捗状況は、以下のとおりである。

対象国	進捗状況	主な内容
韓国	日韓 FTA 共同研究会において検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・投資自由化協定の締結に向けて協議を行うとともに、自由貿易協定の締結について研究。 ・2005 年中の締結を目指す。
フィリピン	次官級交渉が終了 (16 年 2 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本原則を確認するとともに、交渉体制及び交渉範囲について協議。 ・2004 年中の締結を目指す。
タイ	政府間の初交渉 (16 年 2 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本原則を確認するとともに、交渉体制及び交渉範囲について協議。 ・2004 年中の締結を目指す。
マレーシア	第 2 回会合を終了 (16 年 3 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における関心事項等について、基本原則を踏まえ協議を進めていくことを確認した。 ・2004 年中の締結を目指す。

韓国との間の自由貿易協定については、平成 14 年 3 月にソウルで開催された日韓首脳会談において、自由貿易協定を柱とする経済連携協定の実現に向けた産官学の共同研究会を設置する旨合意された。この日韓 FTA 共同研究会は、その後検討を続けており、平成 15 年 12 月までに 8 回の会合が開催され、第 8 回会合の報告書において、「日韓 FTA は双方にとって有益であり、両国政府は包括的な FTA を締結すべく早期に交渉を開始する」ことを提言した。それを踏まえ、平成 15 年 12 月ソウルにおいて日韓 FTA 締結交渉第 1 回会合が開催され、交渉の枠組みについて合意し、平成 16 年 2 月に第 2 回会合を開催した。

なお、シンガポールとの間の自由貿易協定については、平成 14 年 1 月 13

日に署名され、同年 11 月に発効した。また、メキシコとの間では、平成 14 年以降交渉を続けていたが、平成 16 年 3 月 12 日に正式合意に達し、平成 17 年 1 月の発効を目指している。

【参考文献】

- B.バラッサ著 中島正信訳 『経済統合の理論』(1963年)ダイヤモンド社
佐藤功 『憲法(上)[新版]』(1983年)有斐閣
樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂 『注釈 日本国憲法 上巻』(1984年)青林書院
田中明彦 『安全保障』(1997年)読売新聞社 2頁、265頁
防衛法学会編 『平和・安全保障と法』(1997年 内外出版)
水島朝穂 「第2章 戦争の放棄」小林孝輔・芹沢斉編 『別冊法学セミナーNo.149 基本法コンメンタール 憲法〔第4版〕』(1997年)日本評論社
星野俊也 「アジア太平洋地域における国際安全保障のシナリオ」『Human Security』(1997年 2)
藤田久一 『国連法』(1998年)東京大学出版会
西原正 「北東アジアにおける安全保障システムの将来性」『外交フォーラム』(1999年特別篇)
筒井若水編集代表 『国際法辞典』(1998年)有斐閣
西井正弘編 『図説 国際法』(1999年)有斐閣
高野雄一 『集団安保と自衛権』(1999年東信堂)
村瀬信也他 『現代国際法の指標』(1999年)有斐閣
則武輝幸 「一般的地域的組織 - OAS、OAU」横田洋三編 『国際組織法』(1999年)有斐閣
藤井俊夫 『憲法と国際社会』(2000年)成文堂
古関彰一 『日本国憲法・検証 第5巻 9条と安全保障』(2001年)(小学館文庫)264頁
香西茂、太寿堂鼎、高林秀雄、山手治之著 『国際法概説第4版』(2001年)有斐閣 270頁
波多野里望、小川芳彦 『国際法講義』(2001年)有斐閣
古関彰一 『日本国憲法・検証 資料と論点 第5巻 9条と安全保障』(2001年)小学館文庫
国際法学会 『国際関係法辞典』(2001年)
黒沢満 「軍縮」『日本と国際法の100年 第10巻』三省堂(2001年)
杉原高嶺 『現代国際法講義』(2001年)有斐閣
国際法学会編 『国際関係法辞典』(2001年)三省堂
植田隆子 「国際安全保障 - 概念の変容と組織方法」『日本と国際法の100年 第10巻』(2001年)
吉田康彦編著 『現代アジア最新情報』(2002年)大阪経済法科大学出版部
芦部信喜著・高橋和之補訂 『憲法〔第3版〕』(2002年)岩波書店
外交青書(2003年)
高原明生 「東アジアの多国間主義」『国際政治』日本国際政治学会 2003.8
防衛庁 「日本の防衛」平成15年度版
衆議院調査局外務調査室・安全保障調査室 『国際情勢』(2004年3月)
『イミダス2004』集英社
国防省ニュース・リリース 「Active Duty Military Personnel Strength by Regional Area and by Country」

【新聞】

- 朝日新聞 (H15.11.17)
毎日新聞インターネット版 (H15.11.29、H15.12.8)
産経新聞 (H16.2.17、H16.3.27)

【ホームページ等】

- 外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/index.html>)
外務省パンフレット「人間の安全保障基金」
経済産業省 HP (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/apec/html/apec_overview.html)
日本貿易振興会ホームページ
日本ASEANセンターホームページ